

計量制度に関する課題検討会（第1回）

議事録

日時：平成28年2月1日（月曜日）13時30分～16時30分

場所：経済産業省本館17階第4・5共用会議室

議題

1. 「計量制度に関する課題検討会」について
2. 計量制度の最近の動向と概要
3. 各業界団体による計量制度への要望意見
4. 各自治体からの計量制度への意見
5. その他

[配付資料]

資料1-1 「計量制度に関する課題検討会」の開催について

資料1-2 「計量制度に関する課題検討会」の開催日程と議題について

資料2 計量制度の最近の動向と概要

資料3-1 日本計量機器工業連合会 提出資料

資料3-2 日本計量振興協会 提出資料

資料3-3 日本環境測定分析協会 提出資料

資料4-1 計量制度の課題検討に係る各自治体への意見募集の結果

資料4-2 東京都 提出資料

[配付資料（参考資料）]

参考資料1 出席者名簿

出席者

[委員]

| | |
|--------------------|--|
| 石渡 祐一郎 | 川崎市 計量検査所 所長 |
| 太田 秀幸 | 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター 所長 |
| 片桐 拓朗 | 一般財団法人 日本品質保証機構 理事 |
| 河住 春樹 | 一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事 |
| 後藤 一夫 | 日本電気計器検定所 理事 |
| 小谷野 泰宏 (高辻委員代理) | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 総括研究主幹 |
| 高増 潔 | 東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授 |
| 田中 正廣 | 一般社団法人 日本環境測定分析協会 会長 |
| 戸谷 嘉孝 | 東京都 計量検定所 所長 |
| 堀井 茂 | 一般社団法人 日本計量機器工業連合会 専務理事 |

(敬称略、五十音順)

[説明者]

| | |
|-------|-------------------------------|
| 田中 康之 | 一般社団法人日本計量機器工業連合会 理事・はかり部会部会長 |
| 小島 孔 | 一般社団法人 日本計量機器工業連合会 常務理事 |
| 金井 一栄 | 埼玉県計量協会 副会長 |
| 村松 徳治 | 一般社団法人 日本計量振興協会 常務理事 |
| 村井 政志 | 一般社団法人 日本環境測定分析協会 標準化委員会委員長 |

(敬称略)

【ご挨拶等】

○三浦計量行政室長 それでは、ただいまから第1回計量制度に関する課題検討会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます、経済産業省産業技術環境局計量行政室長の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

委員及び説明者の皆様方におかれましては、本日、ご多忙のところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

なお、本検討会につきましては、公開で行うということにしております。ただし、写真撮影は、まことに恐縮でございますけれども、議事に入る前までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この検討会の開催に当たりまして、大臣官房審議官、星野岳穂より一言ご挨拶を申し上げます。

○星野大臣官房審議官（産業技術・基準認証担当） 経済産業省産業技術環境局で標準・基準認証、計量等々について担当しております星野でございます。

改めまして、本日は、大変ご多用の中、これだけ多くの委員の先生方にお集まりをいただきまして、本当に心より御礼を申し上げたいと思っております。

計量制度でございますけれども、改めて申し上げるまでもなく、日本の公正な取引、あるいは産業の発展というものにも欠かせない、不可欠な、ある意味では最大のインフラの基盤の一つでございますけれども、あわせまして、昨今では非常にグローバルな競争の中での科学技術、産業技術の発展にとっても、非常に欠かせない手段であり、基盤でありまして、双方の意味からも、この計量制度というものをしっかりと支えていき、守っていくのが私どもの責務だと思っております。

そういう中で、我が国の計量制度でございますけれども、ご案内のとおり昭和26年の計量法の制定以来の非常に長い法律になっておりまして、直近では、といたしまして少し前になりますけれども、平成5年に大きな見直しの改正をしております。それを踏まえて、できるだけ法律のもとに、さまざまな制度、運用等々を含めまして、時代の流れに合わせて計量制度を運用してきたつもりではございますけれども、やはり今申し上げましたように、平成5年からということでございますので、さまざまな面で、技術の面もございまして、制度、それから地方分権の話もございました、いろいろな面で、改めて改善法や政省令の施行も行ってありますが、いま一度、ここで時代にどういう形で合っているのか、あ

るいはより効率的な、あるいはより安心・安全を確保するという意味において、どのような課題があるのかということをしかりと整理をさせていただきたいと思っている次第でございます。改めて今の計量行政の実態、あるいは私ども日本を取り巻く社会のニーズというのを踏まえまして、さまざまな観点からの見直しに向けた、その土台となりますご議論をいただければと思っております。

今回は、今申し上げましたように、計量制度、どのような課題があるのかということをご極力明確にするということで、今回、この検討会というものを催させていただきました。今、ご案内のとおり、計量の関係の方々、有識者の皆様方、それから行政に携わっていらっしゃるの方々、ご意見とご要望を賜りまして、それをどのような形でしっかりと見直していくのかということをご真摯に受けとめて、検討を進めてまいりたいと思っております。

皆様方の問題意識というものをいただいた上で、ぜひ極力、実りのある充実した検討会にさせていただきたいと思っておりますので、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日は、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

○三浦計量行政室長 引き続きまして、本日、ご参加いただいております各委員の方々ご説明者の方々のご紹介させていただきたいと思っております。資料の一番最後のところに、参考資料1ということで、本日の出席者名簿が入っているかと思うんですけども、こちらに従いましてご紹介いたしますので、一言ずつご挨拶いただければと思っております。

まず、川崎市の石渡委員、お願いいたします。

○石渡委員 川崎市計量検査所の石渡です。本日は、よろしくお願い申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、製品評価技術基盤機構の太田委員、お願いします。

○太田委員 独立行政法人製品評価技術基盤機構、NITEと申しますけれども、認定センターの太田と申します。よろしくお願い申し上げます。

私どもは、計量法に基づきまして、国にかわりまして事業者の皆様を審査、そして登録・認定をさせていただいております。それらを通じまして、より適切な計量法の執行支援をしているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、日本品質保証機構の片桐委員、お願いします。

○片桐委員 JQA、日本品質保証機構の片桐と申します。

私のところは、指定検定機関及びJCSSの指定校正機関、それから登録事業者という立場で参加をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、日本計量振興協会の河住委員、お願いします。

○河住委員 河住でございます。

私どもの団体は、全国の各地区にある計量協会、それから計量士さんが所属する計量士会、それを束ねる中央団体になっておりまして、もともとは計量の普及啓発というのが主事業でしたが、最近は、それに加えているいろいろな検査事業とか、多少、収益事業みたいなものを絡めてやっております。よろしく申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、日本電気計器検定所の後藤委員、お願いします。

○後藤委員 日本電気計器検定所の後藤です。よろしくお願ひいたします。

私どもは、電気計器の型式承認、それと検定をやっております。また、照度計についても検定を行っております。それから、基準器検査についても行っておりまして、電気と照度に関して行っているところであります。計量標準については、特定標準器等による校正ということで、指定校正機関等と同じような位置づけで実施しております。それと、JCSS校正業務を行っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、産業技術総合研究所の高辻委員は本日ご欠席のため、代理といたしまして、小谷野総括研究主幹、お願いします。

○小谷野氏 産業技術総合研究所の小谷野と申します。よろしく申し上げます。

私どもの研究といたしましては、型式承認の試験及び承認、それから基準器検査、それからJCSS関係もかなりの特定標準器をもちましてトレーサビリティ関係にかかわらせていただいております。

きょうは高辻の代理で参りましたが、よろしく申し上げます。

○三浦計量行政室長 続きまして、東京大学大学院の高増委員、お願いします。

○高増委員 東京大学の高増です。

私は、精密測定の講座でして、戦前から精密測定をやっているというような部門におります。個人としては、ISOの仕事とかJISの仕事とかを随分長くやらせていただいて、最近ではJISC関係とか、NITEなんかの仕事もさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、日本環境測定分析協会の田中委員、お願いします。

○田中正廣委員 日本環境測定分析協会の田中でございます。

私どもの団体は、環境分析の計量証明事業所の法人で460社、それから個人を含む賛助会員200という、700弱の団体でございます。そういった意味で、いろんな意見もまたお話し

させていただいて、皆様のご意見もお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○三浦計量行政室長 続きまして、東京都の戸谷委員、よろしくお願いします。

○戸谷委員 東京都計量検定所長の戸谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもは、計量法に基づきまして、都道府県知事の権限とされました検定・検査、基準器検査等を行っております。また、東京都といたしましては、質量標準の校正事業者ということで、JCSSを行っているということがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、日本計量機器工業連合会の堀井委員、よろしくお願いします。

○堀井委員 日本計量機器工業連合会の堀井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私ども、計工連と略称しておりますけれども、計量計測器メーカーの製造事業者団体でございます。計量器産業の振興・発展を目的に活動を行ってきております。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 本日は、議題の中で、各業界団体よりご説明をいただきますため、特別に説明者にお越しいただいております。これからご紹介いたします。

まず、計工連より田中理事・はかり部会長、お願いします。

○田中康之氏 田中康之と申します。

計工連ではかり部会部会長をさせていただいておりますけれども、本業としては、工業用のはかりのメーカーをさせていただいております。特にトラックスケールであったり、大型の計量器のほうの製造をさせていただいております。よろしくお願いします。

○三浦計量行政室長 同じく計工連より、小島常務理事、お願いします。

○小島氏 計工連の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、日計振より、埼玉県計量協会、金井副会長、よろしくお願いいたします。

○金井氏 一般社団法人埼玉県計量協会の金井と申します。

日本計量振興協会の計量支部会の委員等をやっておりまして、日本計量振興協会として出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 同じく日計振より、村松常務理事、よろしくお願いいたします。

○村松氏 日本計量振興協会の村松と申します。

私のほうは、河住のもとで日本郵政株式会社の適正計量管理事業所、それから全国の計

量士の研修・指導を担当しております。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、日環協より、村井標準化委員会委員長、お願いいたします。

○村井氏 日本環境測定分析協会の標準化委員会の委員長をやらせてもらっています。

標準化委員会のほうは、主に計量制度とか、そういうものを議論する委員会ですので、きょうはご協力させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 それでは、続きまして、座長の選任に移りたいと思います。

事務局といたしましては、こちらの各委員の皆様の中から、高増委員にお願いできればと考えておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○三浦計量行政室長 異議がないようですので、高増委員が座長に選任されました。

それでは、座長席にお移りいただきまして、一言、ご挨拶を賜りたく存じます。

○高増座長 東京大学の高増でございます。

先ほどお話ししたように、私、精密測定が専門です。それから、ISOとかJISの規格関係はたくさんやらせていただいたんですけど、法定計量に関してはそれほど詳しくなくて、ですから、素人っぽい質問とかをさせていただくようなこともあるかもしれませんが、できるだけ皆様の意見をうまくまとめて、実のある課題の検討会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入りますので、恐れ入りますけれども、写真撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影は、ご遠慮いただきたいとお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行を高増座長にお願いいたします。では、高増座長、よろしくお願いいたします。

○高増座長 では、議事に入らせていただきます。

今回は課題も多くて、一応3時間というふうに長丁場を予定させていただいていますので、効率的に進めさせていただきたいと思いますが、課題検討という目的の会議ですので、皆様、自由に、できるだけ多くの意見を発言していただけたらと思います。

では、初めに議事、それから配付資料なんかの説明をしていただきたいと思います。事務局のほうから、よろしくお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 それでは、事務局より、配付資料の確認をさせていただきます

す。

皆様、お手元に、配付資料に不足等ございます場合は、挙手をさせていただきますようお願いいたします。事務局から配付をしに参ります。

まず、議事次第でございます。

続きまして、資料1-1、「計量制度に関する課題検討会」の開催についてでございます。

次に、資料1-2、「計量制度に関する課題検討会」の開催日程と議題についてでございます。

続きまして、資料2は、パワーポイントの資料になっておりますが、計量制度の最近の動向と概要でございます。

続きまして、資料3-1でございますが、日本計量機器工業連合会の提出資料でございます。計量制度への要望でございます。

続きまして、資料3-2でございますが、日本計量振興協会提出資料でございます、政省令改正に係る要望提案書でございます。

続きまして、資料3-3でございますが、日本環境測定分析協会の提出資料でございます、計量法関係政省令の見直し要望でございます。

続きまして、資料4-1でございます。計量制度の課題検討に係る各自治体への意見募集の結果でございます。

続きまして、資料4-2でございますが、東京都計量検定所の提出資料でございます。第1回計量制度に関する課題検討会の資料でございます。

最後に、参考資料1でございますが、「計量制度に関する課題検討会」出席者名簿でございます。不足等ございます場合は、その場で挙手をお願いいたします。

以上でございます。

○高増座長 ありがとうございます。

1. 「計量制度に関する課題検討会」について

○高増座長 それでは、議題に入りたいと思います。議題1ですけど、「計量制度に関する課題検討会」についてということで、資料1-1、資料1-2について、三浦計量行政室長のほうから説明していただきます。よろしくお願ひします。

○三浦計量行政室長 それでは、資料1-1、「計量制度に関する課題検討会」の開催についてという紙をごらんいただけますでしょうか。

まず最初に、この検討会の趣旨でございますけれども、先ほど審議官の挨拶にもありましたとおり、計量制度というのは、我が国の国民生活、あるいは経済社会における取引の信頼性を確保するものということで、安心・安全の基盤として機能しているということは言うまでもないことでございます。そういう中におきまして、今の実態を踏まえまして、計量制度の必要な改善点、これをできるだけ明確にしていくということが一つ必要であろうというふうに考えてございます。また一方で、技術の進展、こういったものに合わせて、状況の変化に的確に対応するという事も求められているのではないかと考えてございます。こうしたことを踏まえまして、改めまして、計量制度に関する課題、これを整理するため、この検討会を開催いたしまして、今後あるべき計量行政の基本的方向、これを見据えた見直しの検討を行ってまいりたいと考えてございます。この検討会は、意見・要望を聴取することを目的として開催するというふうに考えてございます。

2. 検討内容、これは繰り返になってしまいますけれども、業界団体でありますとか自治体等より要望・意見を聴取し、それをまとめるというところを主眼に置いて、その上で意見交換を行うということで、検討会の内容としてございます。今後の会議の進め方につきましては、今年度中は、2月～3月に3回、この検討会を進めまして、事務局は計量行政室が庶務をとり行うというふうに考えてございます。

この会議の結果の取り扱いにつきましては、原則公開というふうにさせていただければと思います。ただし、一部秘密事項に関するようなものが場合によってございましたら、その部分は非公開ということをお認めたいというふうに思っております。なお、会議資料でありますとか、議事録、議事要旨は、原則として公開するというふうに、経済産業省のホームページに掲載することといたしております。

裏をめぐっていただきますと、検討会の出席者名簿の一覧が書いてございます。内容については、先ほどそれぞれの方々からご挨拶をいただきましたので、割愛させていただきますと思います。

続きまして、資料1-2、「計量制度に関する課題検討会」の開催日程と議題についてという紙をごらんいただけますでしょうか。これは表の中に1回、2回、3回ということで、議題が書かれています。

本日、2月1日は第1回目ということでございまして、計量制度の最近の動向と概要、引き続きまして、各業界団体からの要望・意見ということで、計工連、日計振、日環協、それぞれの方々からご説明をいただくということで考えてございます。引き続きまして、各自治体からの意見というものを賜りたいというふうに考えてございます。

2回目は、3月2日水曜日に予定してございまして、今回の検討会の議論を踏まえまして、事務局のほうで主要論点のほうを整理して、それを資料としてご紹介いたしますので、それに基づいて議論をしていただくということを考えてございます。

3回目は、3月18日金曜日、さらに必要な意見集約をいたしまして、この検討会としての報告書を取りまとめるということを考えてございます。

次年度以降、具体的な制度見直しについて、さらに検討・議論を進めていくということで考えてございます。

以上です。

○高増座長 ありがとうございます。

ただいまの委員会の開催趣旨について、何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

(なし)

○高増座長 よろしいでしょうか。

今ありましたように、まずは意見・要望を聴取するところが最初の目的になりますので、できるだけ幅広くいろいろなご意見・要望をいただけたらと思います。

2. 計量制度の最近の動向と概要

○高増座長 では、続きまして、議題2、計量制度の最近の動向と概要ということで、資料2に基づきまして、事務局より説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

○田中計量行政室室長補佐 では、事務局より、計量制度の最近の動向と概要について説明をさせていただきます。資料2をごらんいただきますよう、お願いいたします。

この資料の目的ですけれども、計量制度の最近の動向をまずは説明させていただくとともに、概要につきましては、きょうの委員の皆様もよくご存じの内容が多いかと思えます

ので、ここは、概要は改めて見ていただくということにとどめさせていただきます。

まず最初に、計量法の目的・沿革と最近の動向について説明させていただきます。

まず、2ページでございますが、計量法の目的と制度につきましては、経済の発展及び文化の向上に寄与することとなりまして、計量の基準を定めること、適正な計量の実施を確保することとなっております。

次に、3ページからでございますが、こちらが計量制度の最近の動向について説明をしております。

3ページにつきましては、計量法の沿革ということで、明治22年の度量衡法制定から平成5年の計量法全面改正までをまとめております。大きく何度も法改正をしながら、時には平成5年に新計量法を施行しているということになります。

続きまして、4ページでございますが、計量法の全面改正（平成5年）以降の主な動向ということでございまして、全面改正は平成5年に行っておりますが、それ以降も、一部改正の法施行ですとか、政省令の施行を行っております。例えば平成12年4月では、地方分権一括法による自治事務化を行っております。また、平成14年4月には、特定計量証明事業の創設を行っております。また、この中では、特定計量器の技術基準のJIS化などでも順次省令等を施行しております。

5ページからでございますが、現在、経済産業省のほうで行っております取り組みを紹介させていただきます。

5ページにつきましては、自動はかりの計量性能技術基準のJIS化ということでございまして、こういった技術基準、特定計量器ではないものについても、JIS化を行って技術基準を定める、特にOIMLのような国際整合をとるということでございまして、JIS化を行っております。

5ページ、6ページにつきましては、自動はかりになっております。整備状況といたしましては、もう現在整備をしたものもございまして、これから原案作成を終了するものもございまして。

また、7ページには、水素燃料計量システムの計量性能技術のJIS化ということでございまして、こちらにつきましても、あわせてJIS化のほうを進めております。こちらのほうは、現在の状況といたしましては、今年度、事業を実施しまして、平成28年5月に公示予定ということになっております。

続きまして、9ページから、2. 計量法における各制度の概要ということで、資料をま

とめております。こちらにつきましては、一つ一つ説明をすることは、この場では割愛をいたしますが、これから議論を進めていく中で、中心になるような制度ですとか、そういうものをまとめておりますので、そのときに、またこの検討会の場で見返せるようにまとめておりますものです。

例えば10ページにつきましては計量単位に関すること、11ページからは特定計量器に関することをまとめております。

順番に、検定・検査の流れですとか、順番におめぐりいただきまして、例えば規制の流れです。あと、届出制度や、特定計量器の型式承認制度、また定期検査のようなものをそれぞれ資料としてまとめております。

また、少しページが飛びますが、23ページでございますが、こちらは基準器制度です。

また、24ページには、JCSS制度についても、現在の制度概要をまとめております。

また、そのほかにも、25ページからは計量証明事業制度、また26ページは計量証明検査制度についてまとめております。

27ページには商品量目制度、28ページには適正計量管理事業の制度ということで、まとめております。

最後に、29ページには、計量士制度ということで、計量制度について全体をまとめた資料となっておりますので、またご議論いただく際には、こちらの資料も活用しながらご意見、ご議論をいただけますと幸いです。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございます。

では、今のご説明に、何か現段階でご質問ございますでしょうか。

(なし)

○高増座長 よろしいでしょうか。

今ご説明あったように、非常に幅広い、いろんな概念とか制度が関連してきますので、適宜、この資料2を参照しながら、理解を深めて、議論につなげたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

3. 各業界団体による計量制度への要望意見

○高増座長 では、続きまして議題3で、各業界団体による計量制度への要望意見ということでお伺いをいたします。

それで、三つの団体の方よりご説明をいただきますけど、進め方としまして、1団体の説明の後に、その説明に関する内容や事実関係の質疑応答の時間を設けて、ちょっと個別に質疑をしたいと思います。それから、三つの団体が全て終わった後、もう一度、まとめて全体に関しての意見の交換、議論を改めて行うというようなやり方で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

それでは、まず、計工連の堀井委員、田中理事・はかり部長、それから小島常務理事から、資料3-1について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○堀井委員 それでは、日本計量機器工業連合会の堀井でございます。

先ほどの紹介の中でご説明申し上げましたとおり、私ども、計量計測器産業の振興・発展を目的に活動を行っている製造事業者団体でございます。

お手元の資料3-1の計量制度の要望をごらんいただきたいと存じます。本資料につきましては、製造事業者団体としての立場から、委員会を立ち上げ、そこでの検討結果、あるいは会員企業へヒアリングした結果を取りまとめたものでありますことを、ご承知いただきたいと思います。

要望書につきましては、提案の背景、それから1番目、特定計量器について、それから2番目、検定制度、3番目、型式承認制度、4番目、指定検定機関、それから5番目、指定製造事業者制度、以下、8番目の特定計量器に関する新しい技術まで、八つに大きく記載しております。

私のほうからは、提案の背景についてお話をいたしまして、田中部会長のほうから、特定計量器から3の型式承認制度まで、また小島のほうからは、4の指定検定機関以降8番までについて説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、計量計測器及びその技術については、今日、科学・産業・社会の進歩を支える基盤技術として、その重要性は一段と増してきているところであります。その一方で、我が国の計量計測器業界は、経済のグローバル化ということによりまして、国内外におきまして低価格製品の厳しい競争にさらされておるのが現実でございます。このため、製造事業者は、低価格部品・材料の導入、部品点数の削減・共通化、製造工程の工夫、さらには海外への生産拠点の移転などで対応を図ってきている状況にあります。また、規制面では、今の形であります平成5年の改正から20年以上が経過いたしまして、規制の内容と実施状況に乖離が見られるようになってきております。特に平成12年の地方分権一括法の施行を契機といたしまして、規制の実施は、各自治体の実態を反映したものとなりまし

て、財政不足や専門家の不足等から、検定・検査にとどまらず、量目立入検査までを第三者機関に委託する自治体もあらわれてきているようです。

私どもといたしましては、計量法の目的であります適正な計量の実施を確保するという
ことで、どう対応したらいいのかについて検討を行ってまいりました。以下、具体的内容
について、田中部会長、それから小島のほうから説明をいたします。

○田中康之氏 それでは、1. 特定計量器についてご説明させていただきます。

提案内容、読み上げさせていただきます。規制対象範囲となる特定計量器については、
社会システムの変化、技術革新、日常生活の中で必要となる新たな計測対象に応じ、定期
的に見直しを行うべきである。見直しに当たっては、技術水準に応じ検定の要否や認証制
度等の活用の可否、製造事業者の品質管理レベルを考慮する。

具体的な提案の内容としましては、新しく対象の計量器として、以下の3種類の自動は
かりを特定計量器に追加させていただきたいと。一つ、ホップスケール。二つ目、自動
重量選別機。三つ目が充てん用自動はかり（グロス計量方式に限る）。

提案の背景でございますが、商品量目制度、昭和49年発足ということで、現在まで大き
な変更をしていないということ、一方、国際的には、国際法定計量機関が国際勧告として
R87を発効し、多くの加盟国がこれを規範に自国の量目規制を実施しております。最近では、
商品の流通を合理化させるため欧州のeマーク、中国ではcマーク等の表示制度も発足し、
マークによる商品量目の相互認証に発展してきております。これらの制度では、使用する
非自動、自動はかりの規制をあわせて実施し、マークの信頼性を確保しております。我が
国では、量目制度発足当時から計量公務員が小売店への立入検査を行ってきておりますが、
商品の包装段階（袋詰め工場等）で使用する自動はかりを全く規制してこなかったとい
う現状があります。このため、自動はかりで最終の量目管理を行うケースでは、計量の信
頼性に不安があると。

期待される効果としては、包装商品の製造過程で使用する自動はかりが検定対象となる
ことで、包装商品の量目管理の信頼性を飛躍的に向上することができる。また、工場段階
での量目規制は、立入検査人員を少なくでき、実際の現場に検査員として行くよりも、工
場（生産段階）でやったほうが、人数も少なくできるという効果も多いと。また、工場へ
の立入検査の簡略化ができるだろうということになっております。

今、自動はかりというものも、非常に安い製品がいろいろつくられている中で、安くて
性能がよければいいわけですけれども、国内メーカーがつくる、きちっとした製品とは違

うものが、どんどんアジア市場を中心に回っており、こういったものが入ってくることによって、ユーザーの皆さんも、きちっとした計量をされたものでない包装をされたものが世の中に出回るといった問題も、実際の物を購入されるお客様の立場からいっても、大きな問題に発展するのではないのかなというふうに考えております。

2. 検定制度。

提案内容。使用中の計量器（非自動はかり等）で修理により検定証印を除去した場合、修理後に行う再検定までの間、当該計量器の使用を可能にする制度（タクシメーターの届け出済み証と同様な制度）を設けてほしいというふうな考えであります。この際、修理事業を行った者は、検定申請を行う機関に対し省令技術基準への適合に関する実証データを提出し、届け出済証（仮称）の発給を受ける。

提案の背景ですが、特定計量器の使用者は、計量器の修理により検定証印が除去されますと、実際の修理検定と呼んでおりますけども、再検定に合格するまで（最長30日程度）、はかりを取引証明用として使えなくなります。実際、商売で計量器をご使用いただいている方々からすると、やはり再検定までの代替計量器を提供してもらわないと商売ができない、あるいは使用停止期間を極力短くしてほしいと、そういった要望が上がります。代替器に関しては、製造事業者にとって非常に負担が大きくなります。また、トラックスケール等非常に大きな計量器の場合、簡単に貸し出すということができません。また後者、検定実施機関のですね、要は修理検定、再検定の日時というのは、検定実施機関のスケジュール等で決まってくるため、簡単には、いつやりますよという回答ができないのが現実です。また、ここには記載してありませんけれども、お客様によっては、平日・週末を問わず計量器を使われている場合、せめて週末の夜にやってほしいとか、そういったことにも実際は対応できないと。現行法では、修理を実施する事業者に対し基準適合義務が課せられているため、適正な器差検査を行えば、検定と同等な正確さが保証されるというふうに考えております。

期待される効果ですが、計量器の供給を行う者は、代替計量器を提供するための手続が不要となり、また、特定計量器の使用者は、その費用負担が軽減される。使用者にとっては計量器を継続使用することができるため、飛躍的に利便性が向上すると思われま

3. 型式承認制度。

提案内容。技術基準のJIS化により、特定計量器の性能試験方法が明確化されたことから、国内での型式承認の際、ISO17025の認定試験所（MTLも含む）、MTLに関しては、下に説明

がございますが実施した試験の全てまたは一部の試験データの活用を可能にする。

提案の背景ですけれども、現在、型式承認の取得には、事前調整段階から承認通知書の受領まで大変長い時間（6カ月程度）を要しております。これは性能評価試験の実施時間によるもので、型式承認機関が試験を実施する限り短縮は困難であります。計量器の製造事業者は、型式の取得のため、事前に型式承認実施機関と同様な試験を行い、より厳しい評価基準により良否判定を行った後、申請を行っております。一方、JCSS等計量器の校正・試験等を行うため、ISO17025のマネジメントシステムを第三者による認証を取得するMTLが増加しております。

期待される効果としては、MTLで行われた試験結果を活用することで、MTLというのは、Manufacturer's Testing Laboratoryの略になりますけれども、計量器の製造事業者にある試験器で、工場の生産現場で使用する計測機器の校正や製造する計量器の性能試験・評価などを行っている計量器関連分野のMTLでは、計量標準校正サービスシステム等が代表的な活動であります。すみません、MTLの説明をさせていただきましたけれども、MTLで行われた試験結果を活用することで、承認機関での試験が不要となり、承認期間の大幅な短縮が可能になるのではないかと。また、型式承認試験を実施するためには試験施設に大きな設備投資が必要になります。事前の試験データを活用していただくことで、型式承認機関の設備投資を抑えることも可能になるのではないかなという内容のご提案でございます。

○小島氏 引き続きまして、指定検定機関について、小島のほうからご説明をさせていただきます。

提案内容ですが、現在、指定検定機関、ご出席のJQAなどが指定検定機関になっておられますけれども、田中部会長のほうから説明がありましたMTLが、現在の指定基準からすると困難ということで、指定の基準を見直してほしいというものです。

なお、当然、民間の製造事業者の中にある機関ですので、ISO17025とか17020といった品質マネジメントシステムを採用した上で、さらに第三者の認定を取得することで、中立公平性を保ちながら、指定の範囲を拡大していただきたいと考えております。

提案の背景ですが、現在、都道府県の計量検定所が検定の主体として活動されています。一部ですが、環境計測器に関しては、JQAが指定検定機関として活動をされています。昨今、地方自治体で、人員不足や検定を実施する専門家の養成で若干問題を抱えていると伺っております。今後、検定を円滑に進める上では、やはり製造事業者の試験所なども活用することが必要ではないかということで、提案をさせていただいております。

期待される効果ですが、田中部会長のほうから話がありましたように、非自動はかりなどでは、使用段階で修理等が発生すると、その段階で検定証印の除去となります。その後検定に合格するまでの間、この計量器を使用することができなくなります。できれば、ここにMTLが参入することで、修理後直ちに再検定を実施することが可能となり、すぐに計量器を使用ができることが重要ではないかと考えています。また、こうすることによって、例えば再検定に使用する道具を搬送する費用等、特にトラックスケールでは分銅等を現場に運ぶことに関しましては、かなり負担が大きくなりますが修理と同時に検定を実施することにより1回の輸送で済むということで、使用者の経済的な問題、それから利便性の向上に貢献できると考えています。また、燃料油メーターにつきましては、現地で再検定をMTLが実施することで、同様に修理により、使用できない期間を最短にすることができるようになります。また、検定道具も二度、三度と運ぶ必要もありませんので、ご利用いただく使用者の皆様の利便に貢献できると考えております。

続きまして、指定製造事業者制度についてのご提案です。

提案内容でございますけれども、現在、製造品質について、ISO9001に整合した基準として、この基準については、ISO9001の認証を取得している事業者は、製造品質に関する事項を省略し、技術基準への適合性についてのみ確認をすることで、非常に合理的な制度に模様がえができるのではないかと考えて提案いたしました。現在は、製造品質につきましては、ISO9001に近い形ではあり、省令上で指定がされており、ISO9001の認証を取得していてもここが省略されるというものではございませんので、できるだけ民間の認証を活用することで、この制度が非常に合理的になるのではないかと考えてます。

この提案の中で、製造事業者として抱えている悩みについてご紹介をいたします。多くの指定製造事業者は、もう既にISO9001の認証を取得しています。これは製造品質に関してマネジメントシステムを運用していることになり、そこに指定製造事業者のマネジメントシステムが加わってまいりますと、二つのマネジメントシステムが一つの工場の中で運用されることとなります。非常に近い内容でもあり、若干の違いがあっても計量器を製造する現場で二つのマネジメントシステムが動くことでミスや混乱につながっていく。提案をさせていただいた内容で大いに改善するのではないかと考えます。

それから、基準器検査については、既にJCSSによる計量標準供給の実施が可能になっている分野で、JCSS校正証明書の活用を拡大してほしい。当然、校正証明書だけでは、適した標準器ということにはなりません。検定用標準器としての必要な要件について、産業

技術総合研究所が基準をお示しをいただくことで、産総研や都道府県が行っている基準器検査についても、活用が拡大すると考えております。

提案の背景、それから期待される効果につきましては、今、前段で申し上げた内容ですので、省略をさせていただきます。

続きまして、事業規制でございます。事業規制といっても、ここで取り上げさせていただきましたのは、修理事業についてです。

提案の内容を具体的に申し上げますと、修理事業に対して型式適合性を求める規定を制定すべきではないでしょうか。あわせて修理事業者の責任を明確にするために、修理を行った計量器に修理を実施した方のロゴマークまたは事業者名を附すということを規定化することを提案します。

提案の背景ですが、現在、製造事業者には、計量器の型式への適合性に関しては、法律の中で明確に義務化しています。一方、修理事業とは元の状態に戻すことと規定されておりますが、戻すべき型式については、本来、産業技術総合研究所や型式承認を実施する機関が示す同一型式の範囲である事としているが、型式承認の同一性を担保するようにという規定になっていない。具体的に、修理事業者の基準適合義務はあるものの、型式適合義務については明文化された部分はない。修理事業者の責任を明確化するためには、やはり型式の同一性についてもきちっと定義をし、また、実施者については、実施したらマークとか事業者名を必ず計量器に附すことで、計量器の正確性を保証すべきと考えます。

最後になりますが、8番として、今までの内容を総括する意味で、今後の特定計量器について、昨今、特にスマートメーターが市場に出回ってきておりますけども、一般の計量器につきましても、例えば検定とか検査、それから修理等の履歴が明らかになるような、ICタグ、バーコードとか、QRコードといったものを導入して、計量器の履歴をわかるようにしていったらどうでしょうかということで提案をさせていただいています。これは現在、非自動はかりのように、定期検査により使用段階での適正な計量を確保することが求められるような計量器につきましては、その計量器の状態を確認することが重要でございます。特に検定とか定期検査、それから修理といったものがきちっとできていることが、その計量器から明らかになることが重要と考えております。現在の計量器の中には、実はこういったシステムはまだ導入されておりませんで、使用者や消費者の皆様が、計量器のQRコードを使ってその計量器が適正なものであるかどうか確認できるようにし計量器の正確さを保証していこうと考えております。

計工連としては、以上8項目につきまして、要望内容として取りまとめさせていただきました。

○高増座長 どうもありがとうございます。

では、ただいまの計工連からの説明について、内容や事実関係等に関するご質問がありましたら、お願いいたします。どうでしょうか。

では、どうぞ。

○小谷野氏 産総研の小谷野ですけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、まず、1番目の特定計量器についてでありますけれども、新たな対象機種として、自動はかり3機種を提案されております。その中で、提案の背景としまして、これを対象機種とすることによって、信頼性が確保できるということで書いておりますが、これは内容的には包装商品というか、特定商品、商品量目ですか、商品量目に対応している商品をはかる範囲を考えていらっしゃるのか、それとも広く一般的に全ての機種を対象としているのかお伺いしたいんですが。

○小島氏 ご指摘の内容につきまして、こちらには特に商品量目に関して記述をされていきますけれども、正味量表記商品等も今後は対象になるのではないかと考えています。要は、計量の結果が何らか表示をされるプロセスで自動はかりが使われているような場合に、その結果が最終の取引証明に使用される計量に限定したいと考えております。

○小谷野氏 そうしますと、商品量目制度が必要なくなるというところまでのことを考えていらっしゃるわけではないですね。

○小島氏 量目制度は大変重要な制度でございますし、今まで出口で規制をかけていたものを、計量器の正確さを保証したり、例えば工場で袋詰め段階で正確さを保証することで、より合理的な量目制度に変えていくという提案内容です。

○小谷野氏 わかりました。

そうすると、2番目に検定制度のところなんですけど、大体30日ぐらい使用できなくなるということなんですけども、実際に修理を行って、すぐ検定所とかに持ち込んで検定をするということは、なかなか難しいということで、日程調整でそれくらいかかってしまうということでしょうか。

○小島氏 これは程度ということで、30日必ずかかるということではございません。

○小谷野氏 わかりました。

それから、基準器のところについてお伺いしたいんですが、JCSSを活用するということ

ですけれども、この中で、検定用標準器としての必要要件について産総研がガイドラインを示すということになってはいますが、これはJCSSを使用することによって、基準器検査ではなく、JCSSのみでいくという考え方、つまり基準器検査から外してJCSSを活用ということでしょうか。

○小島氏 産総研の基準器検査様に関しては、問題があるとは思っておりませんが、自治体の皆さんにとっては、基準器検査に必要な高度な技術を要する行為については、できるだけJCSSの活用を目指していかれてはどうかと考えております。

○小谷野氏 わかりました。ありがとうございます。

○高増座長 今の点なんですけど、現状のいろいろな特定計量器は、基本的にはJCSSに移しても問題ないものばかりだと考えてよろしいのでしょうか。これはどなたにお伺いしたらいいかわからない。産総研では、どうお考えですか。

○小谷野氏 この内容ですね、基準器についてということになりますけれども、基準器に關しまして、JCSSで行われている機種もありますし、行われていない機種もあるんですね。ですから、JCSS、公正な制度の中で運用されている計量器というものと基準器検査の中で運用されている機種というのが、同じものと全然違うものもありますので、全てが全てJCSSでというわけにはいきませんし、ただ、もう一つ、基準器検査の中には、ただ単にキャリブレーションだけではなくて、計量器、一定期間の有効期間を設けておりますので、ある意味、性能検査というものも入っているんですね。ですから、性能まで保証されて初めて基準器検査がJCSSに移行できることになるのかなとは思いますが。

○高増座長 ありがとうございます。

では、ほかにご質問。

どうぞ。

○戸谷委員 東京都計量検定所でございます。

特定計量器の追加について、後ほど日計振さんからも同様の趣旨の提案があるかと思いますが、先に出てまいりましたので、ここでお尋ねしたいと思います。

先ほど提案の中で、やはり背景の理由として商品量目制度、このあたりに触れておられたんですが、提案されているホッパースケールのようなものと、例えば下水処理場の汚泥ケーキを搬出する際に使われるような、プラントの一部と理解すべきようなものまであるんですが、あのようなものまで規制の対象とすることを考えていらっしゃるのかどうか。

また、期待される効果の中で、「自動はかりが検定対象となることで」と明確に規制の意図が書かれておりますので、既存の政省令の範囲で、これにどうやって対処していくかといいますと、指定製造事業者の制度の活用というのが1点、それから指定検定機関の指定というのが1点あると思うんですが、それにしても、既存器物の修理検定ですとか、定期検査というのが残ってくるわけですね。ここまでの規制をかける必要性について、どのような認識でいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○小島氏 ご指摘の趣旨については、計工連の協議の中でも同様の話がありました。まず、今現在、非自動はかりが規制の対象になって、非自動はかりを使って計量する場合は検定に合格したものでないと使えない規定になっている一方、自動はかりの場合は、同じ計量行為で使用する場合でも検定を受検する必要がない。多くの先進国では、規制のバランスを考え、自動はかりであろうと、非自動はかりであろうと、最終の計量結果が取引証明に使われる場合は、積極的に規制をしている。逆に、自動はかりについても、検定制度を導入することで、当然、市場に出る自動はかりについても、正確な自動はかりの供給が可能になり、自動はかりを使って計量した結果は今以上に信頼が確保されると考えております。

なお、実施機関につきましては、ご指摘のように市場へ導入の段階では、指定製造事業者制度や指定検定機関をフルに活用するということと、一旦市場に出たものにつきましては、今後、指定検定機関、製造事業者の試験所が参入し、検定を行っていく必要があります。

○高増座長 よろしいでしょうか。私からも確認したいんですけど、ここで対象としている自動はかりは、先ほどからご指摘されているように、最終的に、その結果が取引に使われているようなものに限るということですか。それ以外の企業の中なんかで使っているものについては、対象にならないと。

○小島氏 はい。

○高増座長 わかりました。

では、ほかにご質問はございますでしょうか。

○片桐委員 すみません、型式承認制度のところなんですけれども、提案内容は、17025の認定試験所を活用できるようにという趣旨かと思えます。現在というか、昨年の検則の改正で、一部、型式承認のデータに17025の試験所を使ってもよいという項目が入ったかと思うんですけども、その辺との関係はいかがでしょうか。

○小島氏 私どものような、計量器を製造している事業者の中にある試験所についても、認めていただきたいというのが趣旨でして、もともと型式承認実施機関に対して申請をする際は、メーカーの中にあります試験所で同様な試験をした上で申請をするというのが一般的です。内部での試験段階では、膨大な適合性のデータをとっており十分に型式承認試験に合格する保証ができるものを申請をしています。そういったデータを活用していただくことによって、短時間での型式承認が可能になってくるのではないかなと考えて提案をさせていただきました。

○小谷野氏 ただいまの型式承認につきまして、もう一度お伺いしたいんですが、これはIS17025の認定試験所ということですが、基本的に、こういう試験所を活用する以上は、特定計量器の性能試験にかかわる17025を取得しているということになると思うんですが、そうすると、場合によっては、全ての試験ではなくて、一部の試験だけ認定を受けるということも考えられるということでしょうか。

○小島氏 ご指摘のとおりでございますし、17025の認定試験所で全ての型式承認試験を取得するケースもございますし、EMCだけに限定して試験所として機能するところもありますので、一部の試験も含まれると考えます。

○後藤委員 すみません。今の型式承認についてですが、これは市場に出回るところで一番重要なところだと思うんですね。そういう中で、信頼性をいかに、どういうふうに担保するのかというところで、基本的には、多分、17025とかを活用し、さらに経済産業省さんとかが指定した機関みたいなのがやっていくのかなというふうに思います。いずれにしても、外部データの活用というのは、多分、技術も進歩すると、それも避けられないのかなとも思います。一方、型式承認機関としては、これが一部可能とかになってきても、結局、型式承認機関もそれなりの設備というものは用意しなくてはならないので、外部機関を活用できるという選択肢が出てきますと、今後、手数料の関係とかから、結果的に、型式承認機関のほうがいいとか、いろいろ課題がありますので、その辺のところを整理していく必要があるのかなというふうに思います。

それから、もう一点ですけれども、先ほど基準器検査については、我々もやっておりますけれども、器差だけではなくて、構造検査といいますか、長期安定性みたいのところもございますので、逆に言うと、基準器検査を受けたほうが、事業者としては合格・不合格というところで管理的には楽という一面もあるのかなと思います。ただし、JCSSに一本化されれば、それはそれで非常にすっきりし、私はよろしいのかなと思います。

もう一点、すみません、事業規制のところ、修理についての義務づけというところで、これは私の認識不足かもしれないですけど、有効期間の長いものについては、修理したときには、修理済みマークというところで、誰が修理したかというのをマークとして付すというふうになっていますので、それをある意味拡大していけば、できるのかなというふうにも思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○小島氏 ご指摘の内容は、確かにそのとおりです、50条の一定期間修理に関しては、ご指摘のとおりです、私どもの工業会は、むしろそれ以外の計量器が多くこれらの計量器に対して、同様な考え方を適用してはどうかという趣旨です。

○高増座長 ありがとうございます。

では、時間もあれですので、一旦ここで終わりにしまして、また何かありましたら、3団体が終わった後に、少し議論の時間をとりたいと思います。どうもありがとうございます。

では、続けまして、日計振の河住委員、金井埼玉県計量協会副会長、村松常務理事から、資料3-2についてご説明をお願いいたします。

○河住委員 日本計量振興協会の専務理事の河住でございます。

それでは、資料に沿って説明をしたいと思います。

まず、背景、概要からお話ししますと、当会は、日計振と略称で言っていますが、一般計量士を抱える団体と、地方の計量協会の中央団体になっておりまして、会員として、計量協会が47あって、計量士会が27、あと、計量関係企業が会員になって構成しておりまして、今回の政省令の対応ということで、計量士さんを専門家として全国から8名ぐらい委員になっていただいて、いろいろ検討しまして、政省令でできる範囲ということで、計量士と計量団体の立場から意見をまとめております。大体、20項目くらい上がってきまして、その中で、大体実現可能なものではないかという範囲で9項目くらいに絞って、きょう、提案しております。

まず、私のほうから、全体にわたって概略を説明したいと思います。

まず、提案する9項目ですが、1番目が一般計量士の登録要件の見直し、それから計量登録実務経験の緩和ということでございます。2番目が、適正計量管理事業所の指定基準の見直し。それから、3番目は、特定計量器に指定する自動はかりです。それから、4番目がOIML国際勧告の受け入れによる量目制度の構築と。5番目が、定期検査関係で、定期検査を要しない（免除）期間の統一ということでございます。それから、6番目が計量器

販売事業者の遵守事項。それから、7番目が指定検定機関の指定権限の委任及び設備基準の緩和と。それから、8番目が基準分銅関係でJCSS分銅の利用拡大です。それから、9番目が検定証印、定期検査済証印とともに付す数字についてということでございます。9項目で、資料として、結構、文章で長く書いてありますので、20分ということなので、要点に絞って説明したいと思います。

まず、提案1のほうですが、一般計量士の登録要件の見直しというところですが、提案の背景のところにもありますように、一般計量士になるためには、国家試験のコースと産総研の計量教習センターの教習を受ける二つのコースがありますが、そのどちらも、試験に合格した後の実務経験というのが決められておまして、国家試験コースでは、試験に受かってからも実務経験が1年必要で、実際に学生さんとか一般企業の人にはなかなか実務経験を得る場がないということです。研修センターで修了した場合は、実務経験が5年必要ということで、5年というのは非常に長くて、なかなか計量士になれそうでなれないという現状でございます。

それで、課題のところは、実際の計量士がかなり高齢化していて、若手の計量士が少なく、大体、我々ども日計振の従事する計量士会員は1,000名くらいいます。今、日本全体は、多分、計量士という名前がついている登録は1万3,000人くらいいるんですが、実際、実務で計量士の仕事をやっている方は、多分3,000名くらいだと思います。その中で、さらにはかりの検査事業をやっている実務の方は、大体、多分1,500くらいではないかと思っています。その中で、私どもの会員になっている計量士は約1,000人います。1,000人の中で、大体4分の3が検査事業に従事しており、あとの方は、実務をやっていない人が多いんですね。それで、750名くらいの検査事業をやっている方が、今、問題は高齢化しており、65歳以上が大体63%くらいを占めているんですね。64以下の方が、だから残りの37%と、若手が少ないということで、高齢化社会で、それはそれでそれなりに機能しているともいえるのですが、これがまた5年、10年たつと、当然、その分高齢化して、確実に計量士が不足してしまいます。そういうことで、現在計量士を育成するためには、実務経験の短縮が必要だということで、一つは、国家試験に受かった方は、実務経験1年というのを実務的な講習制度にできないかというのが一つです。それから、研修センターを卒業した人の5年というのを2年くらいにならないかというのを提案しております。それは政省令の範囲でできるのではないかと思います。それが一つ。

2番目は、適正計量管理事業所の指定基準の見直しということでございますが、これは

ご承知のように、適正管理事業所は、適正な計量管理の実施によって、消費者保護を図るということを目的にスタートしておりますが、現在は、おおむねその目的自身は達成されているとは思いますが、一方、メリットと申しますと、適正計量管理事業所になったメリットというのは、定期検査の免除というのが一つはございますが、その一方で、報告義務だとかが煩雑だということがありまして、現在になると、それ以上に、もう少し活性化させるものかと考えると、やや魅力に欠けるということで、事業所が減りつつあるということがございます。

そこで、もう少し考えてみますと、計量管理事業所は、自主的な取り組みとはいいながら、計量管理規程をつくって、自主的に進めなさいとはなっているんですが、その計量管理の進め方に関する細かい規呈はないわけですね。一方、計量管理というのをちゃんと進めるといふための指針というのが、世の中に割と少なく、そこで、計量管理事業所になるための指定基準のところを、今のものをもう少し拡大して自由度を持たせる。

一つは、ISO9000を取っている事業所ですね、ご承知のように9001のマネジメントシステムの中に計量管理の項目が7.6項というのがあり、そこで既に運用している事業所がある場合は、適正計量管理事業所の計量管理と9000の計量管理、両方出てくるので、ダブルスタンダードみたいな形になっている場合は、どっちか1個でいいじゃないかと。極端に言いますと。9000で決めたマネジメントシステムの計量管理、それを共用化していけるのではないかと申すので、指定基準としては9000の計量管理の指定を準用するというのが一つですね。

または、ISO10012という規格が、国際規格がございまして、これはJIS規格にもなっておりますが、これは計量管理を体系的に進めるための指針でありまして、では、どうやって進めるかというのは、10012には事細かく記載されております。そういう意味で、これも10012のポイントになる計量管理のやり方が、もしやれるのであれば、それも採用して、適管プラス計量管理の拡大と、そういうところに両方共用して使っていったらどうか。

ということは、具体策としては、一つが9000のマネジメントシステムの計量管理を適管の事業所の指定基準に入れると。もう一つは、10012の計量管理、それを10012のシステムをベースとした計量管理規程をやっぱり指定基準に入れる。そういう選択肢をふやすという形で、強要するものではないんですが、9000との共用化を図るといふ目的と、さらにもう少し体系的な計量管理をやるために、やはり、より挑戦的に、10012を採用していくと。両方の指定基準を政省令に加えていくという提案でございます。

それから、3番目は、特定計量器の追加で、自動はかりということでございますが、計工連さんのほうからもありましたので、詳細は省略しますが、いろいろ、自動はかりは20年以上前から、法令ができてからずっと使われているんですが、それから大分機能が進歩して、今、産業の中では、なくてはならないものになっていると。これが日本の国際競争力をかなり高める一つの要素にもなっているということに、既になくてはならないものになっているということでございます。その中で、これが規制されていないということは、どういうことかという、結局、やらなければならないことがやられていない場合があるという、人間のさがというんですが、それが一つあります。もう少し規制をして、ちゃんとやると。ちゃんとやるというのと、そうは言っても、検定なんかでがっちり規制して、誰がやるのかということを見ると、重要度はあるんだけど、難易度というのもあり、実施難易度ですね、そういうのを考えると、提案としては、ホップスケールと自動計量値付け機ですね、それから自動重量選別機（オートチェッカー）と、その辺の三つに絞って今提案しているんですが、ホップスケールは、ご承知のように非常に代表的な自動はかりで、非常によく使われているというもので、これはまず入れるべきだろうということで。それから、自動計量値付け機については、ほとんど非自動はかりと同じ使い方をして、同じ場所で使われているということで、これは入れたほうがいいだろうと。それから、自動重量選別機は、やっぱり最終工程で使われるものなので、これはぜひ入れるべきだと。

それで、実は私ども、実際現場の事業者の中で作業をやっている計量士1,000人くらいにアンケートを出し調査をしております、規制についても意見を伺っています。その中には、やっぱり、意見が二分しております、規制をやるということは余りなじまないのではないかと、自分たちが日常的に何とかやっている中で、いろいろ難しい問題はあるんだけど、外からとやかく言われる問題じゃないかもしれない。ただし、規制をすべきだという意見は、最終工程のところは、やはりお客さんに出る直前のところだけは規制をかけたほうがいいだろうと。というのは、事業者さんは、やっぱり予算の関係で、検査をやめたとか、どうしてもそうなっちゃうんだということで、規制していただくとうれしいと。メーカーの方に聞いても、規制していただくことはやぶさかではないという意見が多いですね。そういうことで、計工連さんと機種が少し違ってはいますが、その辺はもう少しこれから詰めていくことだと思います。

それから、次に4番目は、提案の4は、OIMLの国際勧告ということで、これも先ほど出ておりましたが、R79とかR87、この辺のところ、OIMLの勧告で決められていて、包装品

の容量とかラベルとかが承認されて、日本も加盟国として、この勧告を受け入れて実施する道義的な責任があるわけですね。そういうことで、JIS化が今行われています。ただし、完全に計量法上は国際化が図られているとはいいがたいということがありまして、その中で、フリーズドライ商品みたいな、5グラム未満極少量商品、それが日常にかなり出回っているわけです。それについては、日本でもやっぱり実際にもう生活に溶け込んでいるので、そのOIMLの準拠の規制体系にする、または許容誤差の創設をする必要があるかなと思っております。

それから、諸外国においては、商品ごとの物象規制というのはないんですね。その辺が輸入障壁になっているので、グラムまたはミリグラム、そのどちらかできるように、そういう単純策に変更したらどうかと、そんなことを踏まえて、とにかく政省令の範囲で、改正でできるということだと思いますので、その辺の提案をしたいと思っております。

それから、5番目は、定期検査関係ですが、これは簡単なことなんですけど、2年に1回定期検査をはかりはやることになっておりますが、特例があつて、法改正の平成5年のときに検定が導入されたときに、経過措置として附則した規定がありまして、当初、追加でつくったはかりが受注予測によって大量につくり込んだということで、余ったということで、最初は2年ではなくて3年でいいじゃないかと、そういうような規定があつたものです。ただ、その規定がそのまま残ってしまっていると。今、そういう在庫がどうという話は解消されているものですから、もうこの附則の特例という経過措置はやめていいんじゃないかということでございます。

それから、提案6は、計量器販売事業者の遵守事項についてということでございます。この背景は、定期検査の事前調査というのは、計量法第22条で市町村の長が行うということになってはいますが、なかなかこれ事前調査が十分に行われていないというのが現状のようでございます。事前調査が行われないと、新規事業者とか移転とか廃止した事業者とか、その辺の情報が入らないということで、定期検査実績がだんだん減少していると。それから、新規事業者が把握されないと検査漏れになるということもありまして、ちゃんと事前調査をやるべきだという観点から、施行規則の19条にあるように、その条文を追加して、販売事業者の遵守事項として、販売事業者が販売したお客様のところの計量器が定期検査対象になるという場合は、調査をして都道府県に連絡するよう努めるというような条文を追加するという提案でございます。それによって事前調査がもう少し進むんではないかということでございます。

それから、提案7は、指定検定機関の指定権限の委任と設備要件の緩和ということでございます。これはいろいろ文章を長いので要約しますと、地方自治体の計量行政機能が縮小している傾向があり、検定業務の質と量が落ちているということで、それがもとに検定の業務を一部民間に委託するということが出てきております。それがもう少し加速して、安易に委託が進んでしまわないかというのが懸念されるということでございます。そこで、定期検査とか検定は、都道府県の自治事務でありますので、指定定期検査と同様に検定機関の指定も知事権限として指定検定機関を新たにつくり、知事権限として検定を民間に委託できると、そんな形にしたらどうかということでございます。対象になるのは、質量計と燃料油メーターとタクシーメーターということに今はなると思います。

新たな指定検定機関の基準は、そういった型式承認を除いた器差検査の範囲だけに絞ったらどうかということでございます。それによって都道府県の管区内での検定を可能にすると。それから、指定検定機関が修理検定も行えるようにしたらどうかということでございます。そういうことで、都道府県単位の指定検定機関を創設するという提案でございます。それは省令の28条等の改正になると思います。それによって地方計量行政機関のかわりに検定業務を的確に進めることが可能になるということで、あわせて計量士の活用をもっと図れるんじゃないかということでございます。

それから、提案の8でございますが、基準分銅関係、JCSS分銅の利用拡大ということでございます。これは提案の背景、課題もいろいろ書いてございますので、要約しますと、現在、基準分銅とJCSS分銅がある程度相互乗り入れが進んでおります。例えば基準器の校正の際には、校正証明書にある設備基準については、基準器にかえてJCSS分銅も認めていると。それは施行規則でそうなっています。それから、検定検査規則では、実用基準分銅の校正はJCSS分銅でよいということになっていると。しかし、検定検査における特定計量器の器差検査ですね、それは基準器が必要だというふうになっておりまして、実質上はJCSS分銅でいいんですが、最後は基準器が必要ということは、両方の基準を持たなくてはいけないということになります。例えば検定所と企業で両方持たなくてはならないということですね。相互乗り入れしてもまだ不十分なのでもう少し進められないということかということですね。その検則の19条でその辺を決めておりますが、最終の検査をJCSS分銅でできないかということですね。だから、検則とJIS B 7611かその辺の改正でできないかということでございます。そうすれば、JCSS分銅の普及も進むこと、それと基準検査業務が減ることと、企業のほうの負担も軽減されるということで提案しております。

それから、提案の9ですが、検定証印、定期検定済み認証印とともに付す数字について、これは質量計の使用中の検査の受検済みかどうかというのを知るためには、定期検査認証印で確認されますが、そこに付された数字が、現状で言いますと、はっきり決まっていなくて、年号なのか月なのか西暦なのか、そういうところで混乱が起きているということで、この際、西暦あたりで統一したらどうかと。2桁とか4桁とかですね。今、1桁だけなので非常にわかりにくいと。だから、その検定証印と定期検定済み証印ともに、そういうわかりやすい数字にしたらどうかと、そういう提案でございます。

以上、駆け足で話をしてしまいましたけども、一通り全体説明は以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございました。

ただいまの日計振からの説明について、内容や事実関係等について、ご質問がございましたらお願いいたします。

○小谷野氏 基準分銅について確認したいんですが、JCSS校正証明書ということで書いてありますけども、私ども産総研において、基準分銅の基準検査をやってありますけども、この基準検査において、JCSS校正証明書を添付してきた場合については、検査をせずに基準検査成績書を発行するという形をとっておりますけども、今現在のこの制度だけでは不十分ということでしょうか。

○村松氏 はい、村松と申します。

今お話ありました内容については十分に理解しております。このJCSS校正証明書を持って、その校正値が基準器検査の公差内に入っていれば、それを認めるということでございます。これについては、それをこれからも今のところは実施していただくということで結構だと思うんですが、ただ、今、私ども申し上げたいのは、法定計量の中でJCSSの基準分銅を最終の器差検査に使用してはならないということになっております。しかしながら、実用基準分銅をつくることはできるということになっておりまして、そのあたりの整合をより、先ほど専務理事は相互乗り入れと申しましたが、私どもはそうしたことで既に相互乗り入れがされているものということで、より一層、JCSS分銅の活用、JCSS制度の活用を図っていただければ、より高精度の校正等ができるというふうに考えております。

以上です。

○小谷野氏 はい、わかりました。

もう一点、お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

(4)に特級基準分銅では、一級はかりの器差検査ができないというふうなことが書か

れておりますけども、実際にそういうはかりというのはどの程度あると認識されていますでしょうか。

○村松氏 実際の数量がどれぐらいあるかというところまでは承知しておりませんが、今、一級基準分銅については、目量と秤量との関係については青天井になっております。実質的に20万分の1を超す、そうしたはかりというのも製造されてきております。したがって、これを校正する、検査をするという立場になった場合、どうしても現在の特級基準分銅だけではできなくて、さらにその上のE2、JCSSの分銅を使用しなければならない。そのようなことがあるので、数としてどれぐらいというところまでは承知してないんですが、そうした対応が望まれるということで提案させていただいております。

○小谷野氏 そのお話なんですけども、基本的に私どもで型式承認等しておりますのであれなんですけども、確かに特級基準分銅の成績書が器差ゼロという、基準器公差内であれば器差ゼロというふうな器差の記載の仕方をしてしている場合がありますけども、我々のところでの特級基準分銅につきましては、実際に検査した結果、つまり実際の器差を記載しているわけですね。これについて、基本的には器差を補正することによって一級はかりの検査が滞ることのないような方策をとっておりますので、基本的にE2級がどうしても必要かという部分では、かなりE2級となりますと高度なものになってしまいますので、維持管理等かなり難しい部分もありますので、できれば特級の範囲内でおさめられればと思っておりますけども、どうしてもこれはE2級がないとまずいという形をお考えでしょうか。

○村松氏 これにつきましては、以前、平成16年ごろでしたかしら、産総研さんから基本的な考え方が示されておまして、高精度のものをやる場合については、どうしてもE2級が必要になるけれども、F1の特級基準分銅に値づけをするということに指針が出されて、それを活用しなさいということが出されておことは承知しております。しかし、現実的に計量士が特級基準分銅を持って仕事をするという事例が一つはあるのと、もう一つは、別にその法定計量の範囲ということになりますけれども、適正計量管理事業所では、ISOの流れの校正をする、そういうことが一つございます。同時に、同じ適正計量管理事業所の中でも大きな企業にあっては、そういうISO側の校正をするものと、特定計量器として定期的な定期検査、法定検査ですが、実施しなければいけない。そういうことがあるので、こうした要望が計量士からは出ているということでございます。

○小谷野氏 すみません、今のお話の中で確認ですけども、ISOの検査において必要な分銅という部分もあるというお話ですけども、ISOといった場合には、JCSS制度の分銅というこ

とになるかと思うんですが、それでよろしいんですね。

○村松氏 そうです。

○小谷野氏 わかりました。ありがとうございます。

○高増座長 よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問はございますでしょうか。

私から、適正計量管理事業所の指定基準の見直しのご提案があったと思いますけど、今、現状では余りメリットがないので余り指定を受けることがないということだったんですけど、この提案でどの辺が新しくメリットとなるのかというのが余りよくわからなかったんですけど、ご説明いただければと思います。

○河住委員 もともとの適正計量管理事業所の実情ということになると思うんですが、当初から自主的な計量管理をやるということで、ちゃんと計量管理をやれば消費者保護はできるというようなことなんですけど、一方、その事業所さんのほうから言うと、よりそれによって何が得られるかという、きちつとはかるというだけじゃなくて、何かもう少しできないかと。特に製造事業者の方はマネジメントシステムみたいにしょっちゅう継続的に改善するようなものでありたいと。そういう中で適管事業所というのは決められたことを決められたとおりにやればいいという、極端に言うと、そんな管理になっていると思うんです。法令ですから、当然それは必要なんですが、必要とは言いながら同じ企業の中なんで、もう少し前進する方向と両方ができないかという希望があると思うんですね。そういう意味で、今のものにもう少しプラスして、9000の導入を図れるとか、10012みたいなものを採用して、それを使って適管を運用していくと。それを両方やることによってプラスアルファという効果が期待できると。特に製造事業者は、事業所はそれを望んでいるはずなんですよ。よりそれによって品質が上がるとか、より経営者のほうの理解が深まるとか、それから、もう少し効率的な運用ができないとかです。それで、10012みたいなものは、ちょうどその辺を施行して、ここで言っているのは特にリスク管理みたいなものをちゃんとやりなさいと、計量のリスク管理ですね。そういうものによって問題が起きるのを未然に防ぐと、そういうような規定になっているんで、そういうようなプラスアルファの思考で今回はやったらどうかという提案でございます。

○高増座長 ほかに、ご質問。

○戸谷委員 東京都計量検定所でございます。

ご指摘の中で、提案4というのがございまして、その中の現状の課題の中に「量目公差

を超えているかどうか検査する方法の標準が定められていない」と、このご指摘はごもつともだと思ひまして、法的根拠はあったほうがいいんだらうなということは私も同感でございます。

その上でご質問なんですが、先ほどの特定計量器の拡大というのは、規制全体の流れの中で、規制全体を見据えた上で追加するかどうか判断すべきと考えるところではありますが、量目公差制度とセットでのご提案ということによろしいのでしょうか。それとも、それぞれ単体ずつなのでしょうか。

○金井氏 金井と申します。

今のご質問なんですが、先ほどの自動はかりのうちの自動重量選別機については、R87という国際勧告の量目制度に関してと密接に関係しておりますので、そういう意味では、そういうことにもなると思います。ただし、セットというと、本当に一体的という意味ではなくて、量目制度については現状においてゼロから5グラム未満のやつの許容誤差が現行の法律にはないわけですが、その辺のところでは実際に極少量商品が大変ふえてきているという状況もあって追加したほうがいいんじゃないかというところがありまして、自動はかりと、そういう意味では少し違うという意味もありますが、じゃあ、その少量のやつが最後、自動重量選別機に通過させて判別されているという意味では一体的と言えれば一体的かもわかりません。

答えになっているかどうかわかりませんが。

○戸谷委員 では、違う角度から質問させていただきたいんですけども、例えば自動はかりで使ってらっしゃる典型という、元詰め関係の事業者さんが中心かと思うんですが、現在の商品量目で、これを新たに規制をかけるべき顕著な課題があると認識されているのでしょうか。

○金井氏 はい。実は日計振の中で自動はかりの計量管理に関する検討委員会というのがありまして、そこでいろいろ検討している中で、やはり自動重量選別機については、最終工程で使用されているという大事なところでして、それが末端の市場に出て消費者の方に渡るわけですから、内容が表示される最後のとりでとなっているということから、やはり自動重量選別機については何らかのハードとして規制が必要ではないかという認識です。

○小谷野氏 よろしいですか。その自動はかりについてお伺いしたいんですが、改定の方角として、検定対象とする場合と検定対象としない場合というふうな内容が書かれており

ますけども、これはどういったものを検定対象とするのか、どういったものを検討対象としないのかという指針みたいなものはあるのでしょうか。

○金井氏 なかなか自動はかりにつきましては、50年以上前は自動はかりというのは規制がありまして、そのところは機械的なものでした。現状においては技術の進歩で電子的、いわゆる設備、例えば食品の場合ですと、食品製造設備のトータルの中で自動重量選別機等が使われていたりします。そういう中で検定対象とした場合に、どういうのが一番効率的にできるかということで、いろいろな角度から考えたのが、この検討の対象とする場合としない場合という分け方をしたということをございまして、例えばこういう機種については検定対象としないとかという、そういう検討までの話ではありません。

○小谷野氏 わかりました。

○高増座長 これは自動はかり全体を検定対象とした場合としない場合というふうな分け方。

○金井氏 はい、そういうことにもなります。

○高増座長 わかりました。ありがとうございます。

では、ほかにご質問はございますでしょうか。

では一つ、提案の6で、計量器販売事業者がどこに売ったかみたいな調査を販売の事業者のほうでちゃんとやったらどうかというようなご提案なんだと思うので。

○金井氏 はい、そうです。

○高増座長 これ現実的には今、やっぱり市町村で把握していくというのは大変な状況になっているとお考えなんでしょうか。

○金井氏 現実にはそういう状況にあります。

○高増座長 であると、でも販売業者でも大変そうな気もするんですけど、そうでもない。

○金井氏 販売事業者は販売先は自分のところで把握できるわけですので、それをお知らせいただければ一番いいなという。

○高増座長 では、ほかになんかご質問、ご意見。

どうぞ。

○石渡委員 すみません、川崎市計量検査所です。

今、販売事業者の届け出ということと、誰にどのようなはかりを売ったということなんですけども、定期検査の対象となる場合にはということで、今、ホームセンター等でもはかりが売られていると思うんですが、そこの販売員に対しての指導とか、そういうことも

含めて、誰に売ったから、これは取引証明に当たるんですよということを販売員のほうが助言するということの解釈でよろしいのでしょうか。

○金井氏 それも一つあります。実は販売事業者については遵守事項というのがありまして、ユーザーに対して必要な事項、いわゆる例えば定期的な検査が必要ですよというようなことを教える義務があるわけです。それが一つありますが、現実には、どのユーザーにどんな非自動はかりを売ったとかということまでのことを把握して、市町村なりに教えるということまでではないわけですね。では、どうやっているかということ、現実にはユーザーに対して取引証明に使うやつは、これは例えば市町村に、特定市町村になりますが、もしくは都道府県に自分から連絡してくださいと、こういうのを取引証明に使いますからと、そういう指導になっていると思います、現状においては。ただ、それは徹底されてないというところもあります。

○高増座長 よろしいのでしょうか。どうもありがとうございました。

では、続きまして、日環協の田中委員、村井標準化委員会委員長から、資料3-3に基づいてご説明をお願いいたします。

○田中正廣委員 日環協の田中でございます。

私どもは環境計量をやっている業界団体でございます。環境計量といいますと、川の水、排水、あるいは事業所の煙から出てくるもの、あるいは空気中のPM2.5に当たるような濃度といったケミカルをはかる環境計量というものと、騒音・振動という、どっちかという物理量をはかる計量、これを計量証明書で発行しているという事業が中心で、そういう団体でございます。計量法上では、一般計量さんと若干土俵が違うところにあるような形でいつも議論されたりするんですが、とはいえ、計量証明事業所の登録が始まってもう約40年ということで、今からご説明させていただきますけど、こんな細かいことまで決まっておるのがいじられてなかったのというようなこともありまして、計量法改定に絡む要求はちょっと別にして、今回、省令に絡むところを三つのカテゴリーに分けてご提案とお話しさせていただきますということにしています。

要望の1のほうは、先ほど言いましたように、いろんな最低設備等々、事業をやっていく上で規定があるんですが、それが40年間の間に現状と合わなくなってきましたと。ですので、このときに、できれば少し現状に合ったように変えてほしいということで要望1を書かせてもらっています。

要望2のほうは、計量証明検査のあり方という題目で書かせてもらっていますけれども、

若干、都道府県によって考え方、判断が違ってくるようになってきたといったところを何とか統一した形に持っていけないでしょうかということでございます。

要望3は、計量方法そのものというよりも、この環境計量を今後も力強く進めるために、その基本となる環境計量士の扱いについて、これは過去の計量法改定のときもご提案させてもらったりしてはいますが、そういったことを四つほど出させていただいたということでございます。

それでは、当協会の標準化委員会の村井委員長のほうから説明させていただきます。

○村井氏 では、細かい内容を村井のほうから説明させていただきます。

資料3-3と、必要に応じて資料2のスライドもごらんいただければよろしいかと思えます。まず、私どものほうは、大きな要望として二つ、それとあと細かい要望として四つの計六つの要望を挙げさせていただいております。

では、まず要望1のほうから説明させていただきます。計量法施行規則別表4に最低設備、いわゆる計量証明事業として登録するときの基準として、人と物があるんですが、人はもちろん計量士なんですが、もう一つ、物のほうの形として、この計量法施行規則の別表4のほうに具体的に細かい内容が記載されています。これを登録のときには所有して初めて登録が得られるということになっています。

具体的な内容としては、最後のほうに別表として、ちょっとカラーの表をおつけしていますので、そのところに書かれております。区分としては、「大気」、それから「水・土壌」「音圧レベル」「振動加速度レベル」ということで四つの区分になりますが、それぞれ今現行の中ではイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌという形の設備を所有して初めて登録の許可が得られるということになっています。

それぞれ今現行では、大気だったらこのイからヌまで、それから水質であればイからトまで、それから音圧レベルはイからト、振動加速度はイからニ、これらを全て所有して初めて計量証明事業が登録できるという形になっているんですが、現状で何十年もこの計量証明の業界も進んできまして、専門家とか分業化が進んでいまして、必ずしもこの設備を全く業務上使わないという事業者が出てきております。それと、あともう一つは、ここに載っている機材のスペックが古過ぎて、今は業務上持っていたとしてもほぼ使わないというような機材をいまだに所有する義務を負っているという部分で、その部分を見直していただきたいと思えます。

例として幾つか挙げますと、大気の部分ですと、例えばニの排ガス処理装置、これに関

して、例えば自動測定器で計量を行っている会社に関しては特に有害なガス、ガスボンベを標準ガスとしては持っているんですが、有害なガスを出さないというようなことだったり、あと、水・土壌であれば、最後のへとくにガラス電極式イオン濃度計とあるんですが、pH計なんですけども、特にpHを計量しない業者も今のところ出てきておまして、そういうところでも使いもしない特定計量器を所有する義務を負っているという問題が起こっております。

それと、あと最新の技術に合っていないのではないかという二つ目の問題点としては、騒音の音圧レベル、それから振動加速度レベルというところに、例えばレベルレコーダーという、これはペンチャートで騒音の記録、振動の記録を書いたりするものが、騒音ですとニですね、振動ですとロのところに書いてあるんですが、現状では今、新しい特定計量器である騒音計や振動計は本体のメモリに、もちろんその機能は、検定外なんですけども、本体のほうにメモリとしてデータが収容されて、そのデータを、何万データというものを後からソフトウェアで解析して、最終的な計量結果を出すということになっていて、ペンチャートは必ずしも読み取りに使わないという現状になっております。ですので、使わないような機材をいまだに所有しなければいけないですし、さらにレコーダーに関しては、別途自主的な検査もありますので、そういう経費がかかっているという問題が生じております。

ですので、細かい話は省かせていただきますけど、こちらの別表の改正提案内容にあるように、一部は廃止させてもらったり、一部はスペックの内容の変更をさせてもらったり、一部は有害物質を排出する事業者だけが所有するとかという、ただし書きを入れさせてもらったりした形で、現状のさまざまな計量をやっている業態に合うような形の登録ができるようにしていただきたいと思っております。

あわせて要望の最後のほうに書かせていただきましたが、ここにあるのは最低設備と言われているもので、最低これを持っていないと登録できないという話なんですけども、それ以外に実際、地方自治体のほうでは、これも届け出てくれ、あれも届け出てくれ、ここに書いてないような設備に関しても届け出を指導されていると。それは最大限になりますがそちらの部分が地方行政、47都道府県によって指導が異なっているものですから、そこに書いてないような設備をどこまで実際の登録時に届け出ればいいのか。さらに、それに関しては47都道府県そろった指導をしていただけるような形で、これは政省令には書けない内容かもしれませんが、計量法の解釈運用等の明文化されたもので示していただきました

いと考えております。

以上が要望1になっております。

次に、要望2に移らせていただきます。要望2のほうは、我々計量証明機関が持っている「特定計量器」に関しては、検定以外にも計量証明検査というのを受ける義務を負っております。これは先ほど資料2のスライドの部分の26番のスライドがそれに該当しております。それに関して、今現状では全て一律、どの特定計量器も3年という周期ですが、実態としては、各自治体のほうは自治体みずからが検査するわけでも、もしくは指定計量証明検査機関に委託するわけでもなく、単純に検定を我々の事業所に受ける指示をして、それで免除でこなしているという形で、実際、計量証明検査をやっていない自治体が存在しまして、それが、いわゆる計量証明検査自体が形骸化しているという問題点として出ています。ですので、もうここで一度この計量証明検査のあり方について、全体を皆さんでご検討いただいて、計量証明検査としてどうあるべきか、もしくは検定との差として何が違うのかという部分を検討していただきたいと思います。

あと、もう一つ、我々事業所のほうも計量証明機関として自治体の登録だけをしているわけではなく、ISO9000であるとかISO17025の試験所の認定も受けて、自治体に出しています事業規程以上の内容を品質管理として日々取り入れております。ですので、そういう法以上のものもやられている事業所もありますので、その部分のインセンティブですかね、自主的な取り組みも考慮した上で検査に関して整理をしていただければなと思います。ですので、計量法の中で、これはもう規制の部分だと思うんですけども、規制に関しては最小限の規制コストで、我々、適正な計量が保たれる、最大限に効果が得られるような計量証明検査というのはどうあるべきかという形で議論していただければなと思います。ここには細かい、こうするべきだとかということは挙げておらず、いろんな角度から皆さんのご意見をいただきたいと思います。

要望2の最後のほうにちょっと書かせてもらったんですが、実際検査を運用する上で、先ほどのように検定をやっていて検査をやっていないような自治体も存在するということがありますが、さらに免除とか、そういう規定に関しても自治体の考え方や指導のやり方が違ってまして、今ですと、先に検定をやって、その後6カ月以内に検査をやれば検査を免除していただけるという規定があるんですが、それ以外に、逆に検査が先で直後に検定があれば両方受けなければいけないという形で、1年のうちに2回検査や検定を受けるという、そういうのが今の法律になってまして、そのとおりしゃくし定規に指導する自治体も

あれば、そこは前倒しで検定してくれていいんだよという感じで、我々事業所に考慮していただく自治体もあつたりして、それぞれがばらばらに指導されているものですから、計量証明検査を見直していただいて運用する上でも、今度はまたさらに各自治体のやり方や考え方がそろうような形で運用していただきたいと思います。

あと、要望3のほうでは細かい話を四つほど挙げさせていただいています。

まず、その1としては環境計量士に関してなんですけども、現在、環境計量士というのは国家試験、教習コースもありますけども、国家試験に受かって、さらに実務経験等で登録を受けた後は、もう取りっ放しという形で、その後のメンテナンスが全くされてない。ですので、ペーパーで取った、登録まで行ったんだけど、その後、計量管理者として活躍することなくペーパーでいらっしゃる方もいれば、我々の事業所で第一線で何十年もいろんな問題に取り組んでらっしゃる計量管理者もいて、それぞれ大分得ている知識はばらばらであるという形であり、ペーパーであってもいつでも計量士としては計量証明事業者で活躍できるわけで、それらの技術の不均衡をなくすために、例えば更新制度であるとか、例えば講習制度であるとか、定期的なフォローアップをできるような制度を導入して、その際に国の研修機関や我々協会の民間機関も活用していただいて、レベルを一定に、しかも最新技術レベルを維持するような形の何か施策を入れていただきたいなというのが一つ目の提案です。

二つ目の、その2の部分も計量士の者にかかわるんですが、若干先ほどの要望2の計量証明検査に少しかかわってくることなんですけども、実際の計量証明事業所の中で環境計量士というのは主に計量器の整備というよりも正確性の保持とか計量の方法の検討とか改善とかというほうに重きを置いて日常活動しているものですから、実際、例えば計量証明検査を自主的にやれという方向になったときに、すぐに今の計量証明機関に勤めている計量士は対応できないかと思いますので、もし計量証明検査、代検査とか適正計量管理事業者とか、いろんな角度で考えられるかと思うんですが、そういう代検査とか適正計量管理事業所制度か何かを導入できるというときであれば、所属している計量士に関しては、計量器の整備という点に関して再度教育をしていただければ非常に助かるなという形がその2の提案です。

その3、3番目の提案ですけども、こちらに関しては要望1の先ほどの最低設備に関して少し触れたんですけども、最低設備以外に届け出が必要な設備として最大限の設備があるという形をお話ししたかと思うんですが、それに関して、現状計量検定所に実際に届け

出るときに、計量証明に耐え得る分析機械なのか、それとも簡易測定器としてとてもこれは計量証明には使えないんじゃないかという部分の、その線引きの部分が明確じゃないものですから、各自治体のほうの計量検定所の窓口でかなり悩まれていると。我々は使いたいものは使いたいですし、十分に使えるよと。また、さらに標準物質が普及していますので、JCSSのついた標準物質とかありますので、標準物質さえあれば計量できるんじゃないかという議論もありながら、さすがに実際の標準物質で校正はできたとしても、実試料に関しては耐えられないというような機械も存在するわけで、これに関して計量の使用に届け出る、使える機械というものは、技術的なスペックとしてはいかにあるべきかということに関しても何らかの形の基準をつくっていただいて、例えば自己適合宣言だけでいいとか、もしくは何らかのトレーサビリティ制度に乗っかってやればいいのか、その部分も整備していただいて、適正に使える機械として指導を明確にさせていただきたいと思っております。

4番目なんですけども、細かい話なんですけども、単位に関してなんですけども、今、「%」とか「ppm」という分率に関して、質量分率と体積分率、二つ存在していて、今、実際この「%」と書かれたときに、これが体積分率なのか質量分率なのかわからないという形になっています。今、計量法の単位規則の中では、体積分率だけは、この「vol%」とか「volppm」とかというのと、それから「%」と二つの記号を使うような形で指示されているんですが、質量に関しては「%」だけという形で、結果を見た瞬間に単位だけではこれが体積関係なのか質量関係なのかわからない。方法だとか試料名とか、そういうものを見て初めてわかるという形になっているので、やはりここは体積なのか質量なのかを明確にするために、体積側にも例えば「wt」とか何か接頭辞みたいな記号をつけて、これは体積なんだよと明確にするような形にして、今、体積分率のほうには「vol%」と「%」の両方使えるということなんですけども、「%」は使えない形にして、「vol%」か「wt%」かという形で、この辺の分率に関しての表記の記号が明確にユーザーなりに伝わるような形に整理していただきたいと思っております。

以上、6点ほどご説明させていただきました。ありがとうございました。

○高増座長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの日環協からの説明について、内容、事実関係等に関する質問があればお伺いいたします。お願いいたします。

○戸谷委員 すみません、東京都計量検定所でございます。

要望1の関係で、後ろに表がついてございまして、その中の大気中の物質、それから、水又は土壌中の物質、このそれぞれイのところに標準物質がそれぞれ削除されておりますが、これはどういうご趣旨なんでしょうか。

○村井氏 基本的に設備であるんで、標準物質は比較的消耗品、6カ月しかもたなかったり、1年しかもたなかったりする、それから、使っていたら消えてしまうものなので、これはどちらかという使用の制限とか、そちらのほうで規制していただいて、届け出時は、もちろん所有することは当たり前なんですけども、その後、当然、半年後にはもうなくなってしまったり、有効期限が切れたりするものがあるものですから、どちらかという、この設備という観点ではなく、使用の制限とか、ほかの規則でもって我々は、装備していくほうが、より実用的に、消耗品の活用の仕方として合っているのかなと、そう考えております。

○戸谷委員 今のご説明ですと、これ、立入検査等にお邪魔して、標準物質を持つということは管理規定等を書くことが当然の前提になっているというご理解でよろしいんですか。

○村井氏 はい、事業規程と細則等に明記して、登録の際もしくは立ち入りの際、見ていただくと思うんですが、そちらのほうに明記するほうに転換していただきたいという感じです。

○戸谷委員 わかりました。ありがとうございます。

○小谷野氏 産総研ですが、音圧レベルについて確認したいんですけども、四つほど、お願いしたいんですが、まず、イのところ精密騒音計を外す理由と、あと数量を減らす理由、それから、ロのところ三脚を廃止する理由、あと、ホとへでオクターブバンドとか3分の1オクターブバンド分析器を廃止する理由、これについてお伺いしたいんですが。

○村井氏 まず、我々のアンケートをとった結果ですと、まずイに関してなんですけども、精密騒音計を使ってない事業所が比較的多くて、通常の計量だけだと普通騒音計だけで十分実務が可能であると。逆に精密騒音計をわざわざ使わなくてはいけないというシチュエーションが、なかなか日常の工場騒音であるとか建設騒音とかの測定のとときに必要性が見えないという形で、壊されたら検定料なんかも高いですし、やはり精密なんで修理費も高くなってきますので、怖くて余りなかなか現場には持っていかないというようなことを考えられている事業者さんがいらっしゃると思います。

それから、三脚に関しても、何か所持していて当たり前のような感じもありまして、わざわざここで規制のほうとして縛らなきゃいけない器具かなと。逆に立ち入りとか事業規

程のほうの中で、SOPの中で三脚を使うような形で我々が使い方としてそれを使うという形で明記させてもらえれば、それで事足りるのではないかなと思っております。

それとあと、オクターブ分析器と3分の1オクターブ分析器なんですけども、実はこれを通した結果というのは検定外になってしまいますので、3分の1オクターブ、1分の1オクターブは、実際、計量証明事業には使わないですね。音圧レベルで公害防止のためのいろんな調査があるかと思うんですけど、計量証明書を出すという法定計量の範囲の中では、これを通した結果に関しては検定外になってしまいますので、法定計量の中には使わないというのが実態ですので、使わないものを無理やり所有させるのもどうかと思ひまして、今回は廃止として提案させていただいております。

○小谷野氏 わかりました。

○高増座長 では、ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

○河住委員 要望3のその1なんですけど、環境計量士さんの技術レベルの向上というところですが、たしか日環協さんのほうで環境測定技術士の認定講習会というのをやっていると思うんですけど、1級とか2級とか。あれとこれとの関係というんですかね、運用はどうなっているかということをお聞きしたいんですけど。

○田中正廣委員 まず、環境計量士のほうは国家試験ですし、環境測定分析士というのは私ども独自の試験として10年前に開始しました。これは計量管理者としての環境計量士は当然ながら名前も社外へ出し、相応の責任も持っています。ところが、そうではなくて、5年、10年やった実務者の方のモチベーションと技量をもう少し公に評価してやる資格はないだろうかということで、協会独自の資格認定ということで、環境測定分析士の試験を開始しました。濃度のほうは1級、2級、3級、それから、騒音・振動のほうは上級と初級に分けて試験を行っています。従って環境測定分析士のほうは国家試験じゃないものですから、そういう意味合いがちょっと違うかなと思っています。環境測定分析士は、この27年度は大学生や、専門学校生の方々が170人ほど受けてもらっている試験でございます。

環境計量士のほうは、前回の開催したときも提案させてもらっているんですけど、要は、やはり技術士とか放射線取扱主任者のように、その人がそれを持っているというのをずっとトレーサブルになっているべきだろうということをイメージしていて、そのためには5年に1回の更新制か、あるいはセミナーとか勉強したよという記録を残していくこと、例えば、田中という計量士はいるのか、それとも10年前に亡くなってしまったのかなどトレーサブルになるようなことも含めてやりたい、やってほしいということでございます。

○河住委員 そうすると、環境計量士の試験内容と、その測定分析の内容では違う、ずれがあるんですね。

○田中正廣委員 ええ、大分違います。例えば濃度の3級は筆記試験だけですので、1年もすれば受けられるし、大学生の方でも受けられる試験です。2級のほうはそれに加えて、協会が受験者に実務サンプルを送り、そのデータを出してもらって、電話応対による面接試験をやるというのが2級です。1級は、2級の電話応対の面接ではなく、直接の個人面談試験ということでちょっと試験内容が違います。それで計量士を持っていなくても受けられるということです。

○河住委員 わかりました。ありがとうございました。

○高増座長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございました。

では、これで三つの団体からそれぞれ要望・意見についてご説明いただきました。また、質疑いろいろさせていただいたので、かなり理解は深められたと考えております。ただ、改めて各委員から意見交換をしていただいて、きょうご議論いただいた項目を中心に整理して、次回の検討会において、さらに検討を深めていきたいというふうに考えております。

ということで、三つの団体からの要望・意見、全体について意見とかご質問がありましたらお願いいたしたいと思います。

どうですか、何かございますでしょうか。

では、私から、最初に計工連の、資料の3-1の一番最後で、8という新しい技術に対応することで、これは計量器の管理というか計量器のトレーサビリティみたいな、違う意味のトレーサビリティみたいな話だったと思うんですけども、こういう話は特定計量器だけではなく、いろんな計量器がどう世の中で使われているかを管理するのに、ネットワークを使うとかICタグを使うとかというようなことは今後の流れだと思うんですけど、ただ、具体的にはどんなやり方が考えられるとお考えでしょうか。

○小島氏 現段階でのアイデアの段階でございますので、まだ確固たる技術的な内容をご披露はできないんですが、計量器の製造事業者にとりましては、先ほど来、定期検査の補足や何かも含めて、計量器にそういったアイデアを入れることが計量器の状況を製造メーカー側として情報の収集が図れるという趣旨で提案をさせていただきました。当初議論したときは、ICタグをつけて、各メーカーでICタグをつけていただいて、そこから各計量器の情報を一元管理をして、使用者の皆さん、それから、消費者の皆さんが、例えばICタグ

を經由して、そのどこかの管理されているサーバーにアクセスをいただいて、計量器の情報を常に把握ができるというような、そんなアイデアを進めておりました。QRコードなんか使うと携帯なんかでも使えますので、いろんな発展性を考えますと、QRコードもいいかなということでは考えてございます。ただ、管理の方法は、ICタグであろうと、QRコードでも同じような管理をしてまいりたいと考えています。

○高増座長 どうもありがとうございました。こういうのは実現できると随分管理上は楽になるふうに感じました。ありがとうございました。

全体を通して何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

○太田委員 NITE認定センターでございますが、私どものほうは、むしろ業界の皆様の声をお聞きしながら、今、国にかわりましてJCSSを運用しているという立場からの意見になりますけれども、法律、政省令に基づきまして的確に、先ほどいろいろ再三お話が出てきましたところを、JCSSなど提供させていただいております。今回いろんなご意見をいただいておりますけど、私どもは、また国と連携をとりながら、より制度を提供していければという、やはり同じ考え方でおります。

あと、私どもとしましても、いろんな要望の声を頂戴しておりまして、そういったような手続面の効率化などもあわせて進めていきたいと思っております。

今回の制度検討会を踏まえて、またしっかり国と連携をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございます。ご要望をお聞きして感じてしたのは、この辺の話はマネジメントの部分の話と技術的なものと両方一緒になっていると思うんです。マネジメントに関しては、ISO9001の話もありますし、技術的な問題ももう一つあって、両方成り立たないとマネジメントだけ品質管理できていても技術的な内容がなければだめだということなので、その辺のバランスとISOとかとの関係とかは考えたいと思っておりますので、NITEさんなんかにもご協力をお願いしたいと思っております。

ほかに何か、特にお気づきの点とかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○堀井委員 計工連でございますけれども、先ほどの8番目の特定計量器に関する新しい技術のところでの話なんですけれども、昨年12月に韓国と中国と日本で定期的に計量制度にかかわるセミナーを開催しているんですけれども、この中で、韓国の代表の方が、これ

民間企業の方ですけども、ただ、韓国で開催されたんですけども、そこには、いわゆる日本の経済産業省に相当する韓国のお役人の方、それからKRISS、そういった方々もご参加されているセミナーでございましたけれども、その中で取引用の計量器、はかりですね、はかりに具体的にこうしたICタグみたいなものをつけまして、誰でもがこのスマートフォンのほうから、いつ誰がどんな修理をやったのか、そういったことが見られるような、そういうシステムを開発して、もう世に送り出しているというような実態例が報告されました。我々のほうとしては非常に今後の参考になるなということで、日計振の河住専務ともこの辺の情報をもう少し集めたいなということはいろいろ話はしてはいるんですけども、そんな状況が一つあります。

○高増座長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○片桐委員 先ほどNITEさんのほうからお話がありましたけれども、JCSSの制度をこれからますます活用していきたいというお話だと思いますけれども、我々、NITEさんから認定を受けている立場として、やはり今、書類の関係では、認定関係で提出書類がかなり多くて、それを電子化してお出ししたいというところも何かと制限があるとお聞きしていますので、その辺のところも、もし制度、仕組みを変えられるのであれば、なるべくその電子データでやりとりしたいということを思っております。

○後藤委員 我々のJEMICもJCSSをやっておりますが、JCSSを広げていきますと、ドキュメントがすごい量です。我々のところで言うと、大体8センチぐらいのファイルで20数冊ぐらいあるんですけども、それを4年に1回定期的に全部出さなくちゃいけないとか、あるいは一部変更があると全部また出さなくちゃいけないと。それも正と副が3部ぐらいだったと思います。先ほどJQAの方が言われたように、ぜひ電子化のほうもご検討いただければというふうに思います。

○太田委員 すみません。いろいろと皆様には手続面で大変ご負担をおかけしているようで大変恐縮でございます。私どもも、いろいろルールに基づきまして適切に対応させていただきます。

また、今のようなご要望はもう幾つか頂戴しております。もちろん電子化に関しましては、法令等でも電子化は対応できるような形になっておりますし、ただ、今後さらにいろんな電子化の多分、手法があると思います。最近ではCDとか、あるいはDVDとか、あるいはクラウドといったものもいろいろ今後想定されると思いますので、またこの辺も国と相談

しながらいろいろな方向性を探って、それがよりよい方向に対応していきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

○高増座長 どうもありがとうございます。やはりスマート化というのは一つのこれからの課題で、やはり無駄に手続とかに時間とか労力をとられると、せっかくいいものが普及しないということになりかねないですし、先ほどご提案あったように、はかりなんかもすぐ誰でも状況が確認できるというのはとてもメリットになると思いますので、その辺も、ここで何か決めることかどうかわかりませんが、いろいろ検討できたらいいなと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○高増座長 よろしいでしょうか。

では、一応、本日、3団体の要望意見に関しては、各委員のご意見等をまとめまして、事務局で一応まとめて、次回で少し論点を整理した上で議論をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

4. 各自治体からの計量制度への意見

○高増座長 では、続きまして、議題4で各自治体からの計量制度への意見ということで、まず最初に、資料4-1、4-2をそれぞれご説明いただいてからご意見、ご質問を受けていきたいと思っております。

では、まず事務局から資料4-1について説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局から資料の4-1について説明いたします。

計量制度の課題検討に係る各自治体への意見募集の結果ということでございまして、昨年9月から10月に、経済産業省計量行政室におきまして、各都道府県及び特定市に計量制度に関する意見要望の募集を実施いたしました。それぞれご意見をいただきまして、延べ108件にわたる、多岐にわたるご意見を提出いただきました。その中でも表に項目別分類と件数を記載しておりますが、計量器の規制（検査・検定制度）が一番多く34件、順に商品量目制度、計量士の活用、計量証明事業、適正計量管理事業者制度などについて、それぞれご意見をいただいております。

次ページに、各自治体から見られた意見ということで一部を要約したものを示しております。ここは寄せられた意見の一部でございますが、例えば計量器の規制（検査・検

定制度) でしたら、先ほどのご要望にもありました特定計量器の見直しでは自動はかりについての検査の必要性の検討がございました。

また、要望には大きくはありませんでしたが、商品量目制度につきましては、自治体からは多くご意見をいただいております。大きく分類分けをいたしますと、例えば他法令との関係を整理すべきではないかというご意見ですとか、もう少し簡素化をするべきではないかというご意見をいただいております。

また、計量士の活用につきましても、自治体の方から問題意識を多くいただいております。例えば、先ほどご要望にもありました、一般計量士につきまして、例えば登録要件の講習制度を新設するですとか、もう少し実務経験の話についてのご意見がありました。

また、そのほかには計量士の登録区分の限定、細分化ですね、例えば一般計量士の中でも少し業務を限定すべきではないか、また、計量教習をもっと充実すべきではないかというご意見もいただいております。

また、計量証明に関するご意見でございますが、これは先ほどご要望いただきました計量証明事業に係る最低限の必要な設備の見直しを行うべきではないかというものは自治体からも意見がありました。

また、関連して、そもそも環境計量証明事業の濃度区分、具体的に言えば大気、水・土壌になりますが、ここの区分をもう少し細分化ですとかを見直すとともに、必要設備を規定すべきではないかというご意見もいただいております。

また、適正計量管理事業者制度におきましても、普及啓発というところで自治体の方からはご意見をいただいております。大きく申し上げますと、メリットが乏しいという意見が多いんですけれども、例えばそれを改善するために、包装紙や紙袋に適正計量管理事業所である旨の表示ができないかなど、ご意見をいただいております。

我々事務局といたしましては、自治体からいただいたご意見で、今回は主に計量制度に係るものとして意見を要約しておりますが、例えば技術的な点など、もう少し運用で進められるようなものについてもご意見をいただいておりますので、それぞれ適切に検討してまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございました。

では、次に東京都より資料をいただいております、戸谷委員から資料4-2についてご説明、それからまた、各自治体からの意見についてご意見がございましたらあわせてお願

いたします。

戸谷委員。

○戸谷委員 それでは、東京都計量検定所、戸谷より、資料4-2につきまして説明させていただきます。

基準器の規格について、OIMLの勧告との関係で若干整理が必要かという問題意識を持ってございます。

まず、一つ目の四角でございますが、計量法が規定している特定計量器とその規格ということで、特定計量器の構造や性能に関する技術基準はOIML、これは国際法定計量機関でございますが、こちらの勧告に準拠しまして、その上で我が国固有の事情等を踏まえてJIS規格をつくって、それを引用しているところでございます。現在は、特定計量器検定検査規則のほうで引用して、JIS規格が適用されているという実態になっております。

その上で、特定計量器を検査するために用いる基準器でございます。基準器検査制度というのは日本独自のものでありますが、そもそも基準器公差につきましても、OIML等の勧告を参考に定められたと聞いております。その上で、基準器は有効期間が定められているということでございます。

二つ目の四角でございますが、現状の基準器に関する規格の現状ということですが、基準器そのものではないんですが、「実用基準分銅」というのがございます。これは基準はかり、質量基準器なんですけど、これの器差の検査で用いる「実用基準分銅」というのがあります。「実用基準分銅」というのは、あくまでも分銅という特定計量器の一種なんですけれども、そのうちの精度が一定基準に確認されたものと言うことができますと思います。特定計量器である「非自動はかり」というのは、別種の計量器なんですけど、同一の規格内に規定されているのが現在でございます。

基準はかりの器差の検査で用いる、実用基準分銅についての規格というのは、JIS B 7611-2附属書JC（非自動はかり）において規定されてございます。この規格は今年度4月1日の告示において引用することが規定されました。ただ、このように異なる計量器の規格の中に分銅が規定されているということは、国際整合性上も対応関係が不明確になって問題があると認識してございます。

分銅について言えば、JIS B 7609というのが基準でございます。これはOIMLのR111-1に基づいて、欧州の法定計量の規制にかかわる部分を削除した上で規定されたと聞いております。恐らく大手のメーカーさんは、JISの分銅ということで、基準器であるかどうかを問

わず、JIS B 7609にのっってこれらを生産されていることと思われます。こうしたことを踏まえて、国際整合性の確保ですとか混乱防止、これを考えていきますと、基準器検査規則に現在書いてあること、これまで書いてあったことを、それから、我が国の流通環境なども考慮した上で、それぞれOIMLの勧告に対応する法定計量器の規格の中で基準器についても記載していただいて、それを今後引用していただきたいという趣旨の提案でございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○高増座長 どうもありがとうございます。現在は、JIS B 7611のパートに、これは非自動はかりのJISだということですか。

○戸谷委員 はい。

○高増座長 この中で分銅のことが書かれているという。

○戸谷委員 はい、そうです。

○高増座長 わかりました。よろしいでしょうか、何かご質問あれば。

○小谷野氏 ただいまの実用基準分銅の件でございますけども、基準器検査規則上、JIS B 7609を基準分銅のJISであるというふうにはしてなくて、あくまでも基準器検査規則にのっって基準器検査を行うとなっているかと思うんですが、基本的に実用基準分銅が結果的にはJIS B 7611-2に書かれておりますけども、もともとは基準器検査規則の中に規定しております、その中で基準器検査規則の規定に基づき、経済産業大臣が別に定める非自動はかりについてということで、その中で器差の検査に使用する特定標準器と、または基準器ということで規定していたかと思うんですね。ただ、結果的にJIS B 7611-2にその規定が書かれたことから、この経済産業大臣が別に定める非自動はかりについてという告示ですけども、この中でそれを引用するような形でそれを使うような形になっていたかと思ひますので、結果的にはそうかもしれないんですが、基本的には基準器検査規則の中で閉じているという認識ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○戸谷委員 最近では製品の規格ですとか構造についてはJISで、基準器検査については基準器検査規則でという従来からあるスタイルがまた強調されているようではあります、同じく基準器といっても精度の点で、一般の製品の中で一定の公差が確認されたものというだけでありますので、そうであるなら、国際整合性の観点からも製品規格であるJISに基準器の部分も取り入れて引用していただいてやっていくのが今後の貿易促進等に役立つのではないかと考える次第であります。

○小谷野氏 そうしますと、あくまでも基準器検査規則について、特定計量器と同じようにJIS化するという趣旨のお話でございますね。

○戸谷委員 はい。

○小谷野氏 わかりました。

○高増座長 よろしいでしょうか。

あと、検討会として、自治体から石渡委員にもご出席いただいております。石渡委員のほうからも各自治体からの意見について、もしご意見があるようだったらご発言をお願いいたしたいと思います。

○石渡委員 はい。川崎市の石渡です。

特定市、126あるのですが、その中で各団体からありました自治体の力が弱っているということは、実際問題として否めない話でありまして、今現在、計量行政の中で特定市が行っている専任で計量行政を行っているのは、ほぼ少なくなっているということと、あと、消費者行政と計量行政が兼務で行っていることが数多くの自治体の中でありまして、その中で事前調査というものが非常に重要になっていまして、定期検査の平等性ですか、名簿に載っていない、台帳に載っていないというのを全て把握するということで、川崎市では独自で民間計量士を活用して、川崎市計量協会に委託して、その計量士が各店舗に事前調査ということで、はかりの件数全て網羅するということで、川崎市においては特定計量器の検査というのは9割以上の漏れがないのではないかと考えています。

その中で気になりましたのが、先ほどから、団体からありました自動はかりの件なんですけど、あれに関しまして、検定とイコール定期検査という考えなのか、検定だけを今後も行っていくのかということで、検定の先に定期検査があると、一般の非自動はかりの関係ですと、スーパーや小学校など、オープン的なところに非自動はかりがあるのはすぐにわかるんですが、自動はかりになりますと、クローズされた倉庫みたいな中のラインの中の一貫の管理としてはかりがありますので、それを定期検査の中に盛り込むとなると、かなりの検査の漏れ、リスクが発生するのではないかと私のほうでは思います。

それと、あと今回の制度に関する課題検討会としてふさわしいかわかりませんが、私どもで考えておりますのは、今、自治体が消費者行政と計量行政を担って二足のわらじでやっているということを先ほど申しましたが、その中で各行政の力が弱っている中で、考え方の一つとして、自治体を一部事務組合や広域連合のような形で、一つの弱い自治体を集めて一つの連合や一部事務組合にしていって、弱いところの行政事務を補完していくとい

う役割で進めていくのは、今後の多分課題になっていくのではないかとは思いますが。

私からは以上です。

○高増座長 どうもありがとうございました。今、最後の前にお話になった検査対象を把握する業務、先ほどもご提案がありましたけど、販売者がやったらどうかとか、ICタグが全部うまくついて、そういうのが何か把握できればうまくいくのかもしれないというようなこともあると思うので、やっぱり地方自治体としては、その把握していく業務というのはかなり負担になっていると考えている。

○石渡委員 そうですね。各方面からもいろいろ、機関誌にも載っていますけども、定期検査の漏れというのは実際問題把握できてない、また、どの程度漏れているのか各自治体で明確にわかっているところはないと思うのですが、ただ、川崎市の場合は漏れはほぼ全国的には少ない。それはなぜかという、先ほど申しましたように、民間計量士活用して、告示前に各告示地域の全ての店舗、新しいもの、古いもの、廃業したもの全てを挙げていただいて行っていくと。また、川崎市の場合、今、1年に約1万人、人口がふえていますので、保育園の新設やそれに伴う病院の開設、病院が開設されますと、調剤薬局が必ずできますので、その把握にかなり苦慮しているところなので、そのあたりが今後非常に事前調査、はかりの定期検査の平等性を保つには非常に重要なところになってくるかと思しますので、ここの検討をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○高増座長 では、今、自治体からのご意見として、資料4-1、資料4-2、それから、石渡委員からのお話を聞きましたけど、何かご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

○田中康之氏 計工連、田中です。

実際計量器を販売している中で、やはり我々が販売した計量器に関しても、そのお客様が定期検査をやってないというところがありまして、実際、我々から購入してないお客様でも、要は定期検査をやってらっしゃるお客様はそれに対する費用を払っていることに対して、定期検査をやってなくても誰からもチェックされない中で、その不平等感というのはすごく感じています。それで当然、我々が修理をさせていただいたり、何らかの絡みができるときは、それに対する指導というのはするわけですが、ただ、口頭で指導するところだとどまっけていて、実際、川崎市、石渡委員がやってらっしゃるような取り組みというのは本当に全国で見た場合、非常にまれで、どれだけのはかりが、特定計量器が定期検査を受けてないのかなというのは、すごく僕は怖いことだなというふう感じており

ます。

先ほどの8番の新しい技術というところで、もし何らかの登録をしないと計量器を使えないとか、少なくとも特定計量器で使用するときに、テレビのBSカードを登録しないと文字が消えないみたいな、何らかのやはりきちっとした仕組みをつくっていかないと、今の状況をどんどんニーズが減っている中で改善するというのは非常に難しいんじゃないのかなと感じておまして、そういう意味で、この8番というのは計工連としては非常に重要な将来的な提案だと考えております。

○高増座長 どうもありがとうございました。非常に重要な論点の一つだと認識いたしました。

はい。

○田中正廣委員 すみません、日環協の田中です。

今の一般計量の立ち入りとかいろいろお話をお聞きしますと、ものすごく私ども環境計量よりも立ち入りの数が多いので大変だなと思うのですが、実は5年に1回、私ども実態調査というのをやっています。その中で、一昨年にまとめた中に要望として、計量検定所からの立ち入りをもっと小まめにやってほしいと。要するにもっと見てほしいという意見が年々ふえてきています。実際、来てもらって、実際うちはここまでやっているのだけれど、これでもまだ駄目なところがあったら指摘してほしいという要望も出ていて、環境計量の立ち入りもそれなりに実行してほしいという要望が会員の中から出ているということだけご提案させていただきます。

○高増座長 どうもありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ貴重な意見、お伺いできたと思います。今の議論に関しても、事務局のほうで整理して、次回の議論を進めたいと思います。

本日の議題は以上でございますけど、その他の議題として何かございますでしょうか。

(なし)

では、特にないということでよろしいでしょうか。

5. その他

では、事務局から今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○三浦計量行政室長 はい。本日は熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

した。次回、第2回の検討委員会は3月2日水曜日、13時30分からこの経済産業省で行うことになっております。場所につきましては、きょう本館のほうで行いましたけれども、別館1階の101-2会議室にて開催する予定でございます。

第2回につきましては、本日、各委員の皆様方から頂戴いたしました要望、ご意見を踏まえました主要論点を、私ども事務局のほうで整理いたしますので、それをもとに、さらに詳しくご議論をいただければというふうに考えてございます。

○高増座長 では、以上をもちまして、第1回計量制度に関する課題検討会を閉会させていただきます。

本日は非常に熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

FAX：03-3501-7851